

# 有価証券報告書

事業年度 自 2019年4月1日  
(第20期) 至 2020年3月31日

イー・ギャランティ株式会社

---

# 有価証券報告書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

## 第20期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	12
2 【事業等のリスク】	14
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	16
4 【経営上の重要な契約等】	18
5 【研究開発活動】	18
第3 【設備の状況】	19
1 【設備投資等の概要】	19
2 【主要な設備の状況】	19
3 【設備の新設、除却等の計画】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【自己株式の取得等の状況】	33
3 【配当政策】	34
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	35
第5 【経理の状況】	44
1 【連結財務諸表等】	45
2 【財務諸表等】	74
第6 【提出会社の株式事務の概要】	84
第7 【提出会社の参考情報】	85
1 【提出会社の親会社等の情報】	85
2 【その他の参考情報】	85
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	86

## 監査報告書

## 内部統制報告書

## 確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月29日

【事業年度】 第20期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 イー・ギャランティ株式会社

【英訳名】 e G u a r a n t e e , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江 藤 公 則

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-6327-3577(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部長 邨 井 望

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-6327-3609

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部長 邨 井 望

【縦覧に供する場所】 イー・ギャランティ株式会社 大阪支店  
(大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号)  
イー・ギャランティ株式会社 名古屋支店  
(名古屋市西区牛島町六番1号)  
イー・ギャランティ株式会社 九州支店  
(福岡市博多区博多駅前四丁目1番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記のイー・ギャランティ株式会社九州支店は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	4,422,327	4,577,000	5,105,319	5,573,474	5,956,734
経常利益 (千円)	1,857,003	2,152,794	2,302,516	2,552,263	2,751,004
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,111,643	1,335,754	1,468,570	1,651,814	2,301,198
包括利益 (千円)	1,247,380	1,519,390	1,593,294	1,762,701	2,433,533
純資産額 (千円)	7,109,915	8,275,593	9,440,332	10,960,981	12,798,155
総資産額 (千円)	10,645,956	11,733,486	14,368,594	16,427,224	16,444,743
1株当たり純資産額 (円)	145.73	168.47	197.69	230.80	271.94
1株当たり当期純利益 (円)	26.95	32.27	34.88	39.11	54.14
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	26.46	31.72	34.23	37.65	51.27
自己資本比率 (%)	56.7	60.4	58.0	59.7	70.3
自己資本利益率 (%)	19.9	20.4	19.0	18.2	21.5
株価収益率 (倍)	23.09	18.97	31.05	28.25	29.20
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,738,850	1,308,699	1,841,522	1,881,530	1,036,317
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△630,894	1,308,932	△683,531	△2,194,885	△1,661,700
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△346,671	△394,368	667,443	332,123	△613,726
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,992,517	4,215,781	6,041,215	6,059,984	4,820,874
従業員数 (名)	116	129	149	156	142

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり情報の算定にあたり、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式のうち、連結貸借対照表上自己株式として表示している、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託E SOP」(以下「E SOP信託」といいます。)の導入により同信託口が所有する当社株式については、普通株式の期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません。

3. 当社は、2018年3月16日付及び2018年8月16日付でそれぞれ普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	4,487,221	4,822,412	5,429,684	5,917,290	6,100,448
経常利益 (千円)	1,723,532	1,962,485	2,160,578	2,436,476	2,605,120
当期純利益 (千円)	1,113,096	1,341,586	1,468,948	1,654,119	2,301,630
資本金 (千円)	1,481,075	1,515,607	1,528,064	1,643,135	1,643,135
発行済株式総数 (株)	10,346,600	10,524,600	21,072,200	42,506,400	42,506,400
純資産額 (千円)	6,062,746	7,174,531	8,426,461	9,939,468	11,706,122
総資産額 (千円)	9,519,700	10,688,420	13,413,094	15,522,416	15,503,772
1株当たり純資産額 (円)	145.81	168.69	197.92	231.08	272.23
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	34.0 (—)	40.0 (—)	22.5 (—)	13.0 (—)	14.0 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	26.98	32.41	34.89	39.16	54.15
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	26.49	31.86	34.24	37.70	51.28
自己資本比率 (%)	63.4	66.4	62.2	63.3	74.6
自己資本利益率 (%)	19.9	20.4	19.0	18.2	21.5
株価収益率 (倍)	23.06	18.8	31.0	28.2	29.2
配当性向 (%)	31.5	30.9	32.2	33.2	25.9
従業員数 (名)	106	122	142	150	138
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX)	132.5 (89.2)	132.5 (102.3)	233.8 (118.5)	241.1 (112.5)	344.1 (101.8)
最高株価 (円)	2,800	3,335	4,625 □2,171	2,500 ■1,299	1,645
最低株価 (円)	1,826	2,176	2,218 □1,864	1,916 ■880	1,075

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

3. 1株当たり情報の算定にあたり、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式のうち、貸借対照表上自己株式として表示している「ESOP信託」の導入により同信託口が所有する当社株式については、普通株式の期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません。

4. 当社は、2018年3月16日付及び2018年8月16日付でそれぞれ普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

6. □印は、2018年3月16日の株式分割(1株→2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

■印は、2018年8月16日の株式分割(1株→2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

## 2 【沿革】

当社の設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
2000年9月	東京都港区において、伊藤忠商事㈱の金融・不動産・保険・物流カンパニーの子会社として、主に電子商取引における決済サービスにおいてファクタリング会社が保有する金融債権の保証を目的として当社を設立
2001年11月	通常取引分野における企業間取引に伴う売上債権(※)を包括的に保証する「包括保証サービス」を企業向けに提供開始
2004年2月	包括ではなく1社からでも個別企業ごとの売上債権を保証する「個別保証サービス」を開始
2004年8月	ファクタリング会社以外の金融法人向け保証サービス(リスク・マーケット・サービス、略称：RMS)を本格開始
2005年4月	大阪府中央区に大阪支店開設
2005年10月	国内企業の輸出債権を保証の対象とする「海外向け債権保証事業」を開始
2006年5月	本社を東京都渋谷区に移転
2006年6月	大阪支店を大阪府中央区内で移転
2007年3月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
2007年5月	福岡市博多区に九州支店を開設
2007年12月	名古屋市中区に名古屋オフィス(現・名古屋支店)を開設
2008年8月	クレジット・クリエイション1号匿名組合(現・クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合・連結子会社)を設立
2009年3月	名古屋市西区に名古屋オフィス(現・名古屋支店)を移転
2009年10月	クレジット・インベストメント1号匿名組合(現・連結子会社)を設立
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(現・東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場
2011年7月	札幌市中央区に北海道支店を開設
2011年12月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
2012年1月	仏系大手信用保険グループ傘下のコファス・ジャパン・ファイナンス株式会社の一部事業を買収
2012年2月	大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)の上場を廃止
2012年12月	東京証券取引所市場第一部に指定
2013年7月	本社を東京都港区に移転
2013年11月	イー・ギャランティ・ソリューション株式会社(現・連結子会社)を設立
2014年3月	アールジー保証株式会社(現・連結子会社)を設立
2014年10月	クレジット・ギャランティ1号匿名組合(現・連結子会社)を設立
2015年4月	クレジット・ギャランティ2号匿名組合(現・連結子会社)を設立
2017年12月	イー・ギャランティ・シェアードサービス株式会社(現・連結子会社)を設立
2018年3月	クレジット・ギャランティ3号匿名組合(現・持分法適用関連会社)を設立
2019年5月	クレジット・ギャランティ4号匿名組合(現・連結子会社)を設立
2019年10月	イー・ギャランティ・インベストメント株式会社(現・連結子会社)を設立
2020年2月	クレジット・ギャランティ5号匿名組合(現・連結子会社)を設立

(※) 売上債権とは、手形を含む売掛債権をいいます。以下本書において同様であります。

### 3 【事業の内容】

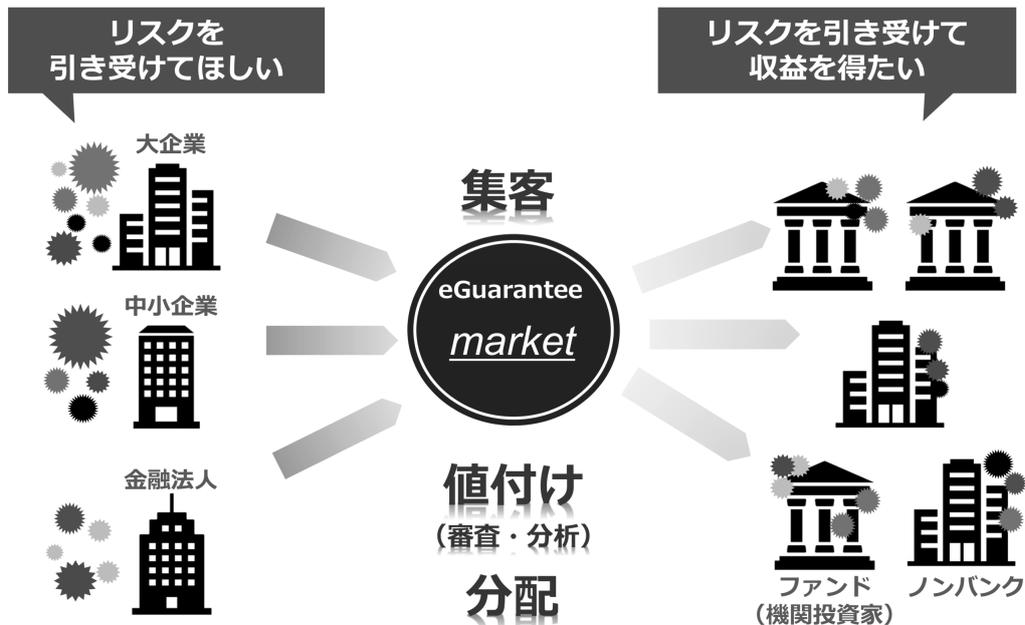
当社グループの事業は、「信用保証事業」のみの単一セグメントにより構成されております。

当社グループは、事業会社及び金融機関が企業間取引で負うことになる各種債権の未回収リスクの受託を行っております。当連結会計年度末日現在、独自の営業網として、東京本社、大阪、北海道、名古屋及び九州支店を展開し、全国各地で強固な基盤を持つ地方銀行(当連結会計年度末提携数51行)や大手金融機関を始め、商社、リース会社、一般企業の保険代理店子会社、信用金庫等との提携により、自社の経営資源によらない販売網を構築しております。これらの販売網を活用し、全国の企業に対して信用リスク受託の拡大を図っております。

このような営業展開による信用リスク受託に伴い、当社グループは多くの企業の倒産リスクにさらされ、多大なリスクを保有することになりますが、これらの信用リスク受託を円滑に実現するために、引受けるリスクを、情報提供会社等から入手した情報に加え、当社グループにて収集した定性的な情報を含む企業信用情報により構築したデータベースに基づき分析・審査を行ったうえで、信用リスクの移転を目的として数多くのファンドや業態の異なる多様な金融機関に流動化を行っております。

当社グループは信用リスクの流動化にあたり、各金融機関・ファンド等が一種の運用商品のような形で信用リスクを引受けることができるよう、流動化先であるファンドや各金融機関等のニーズに合致したリスクポートフォリオの組成を行うことで、魅力あるリスク商品の引受機会を提供しております。これら一連のプロセスを通じて信用リスク自体を顧客から仕入れ、流動化するというマーケットメーカーとしての役割を担っております。

(当社グループの機能)



本スキームにおいて当社グループの担う機能を段階別に説明すると下記のとおりであります。

#### (1) 多様で分散可能なリスクを集める機能

当社グループは、顧客である事業会社や金融機関等の持つ多様な法人向け債権の未回収リスクを受託することにより保証料を得ます。事業分野を信用リスク受託に特化する形で経営資源を集中し、顧客ニーズに基づいた受託形態の開発を都度実施しており、当社グループ営業網に加え、地方銀行を始め、大手金融機関、商社、リース会社、一般企業の保険代理店子会社、信用金庫といった販売網を活用し営業活動を行います。これらの営業チャネルを活用することで、効率的な顧客獲得及び信用リスクに対する多くの企業ニーズを集めることが可能となります。

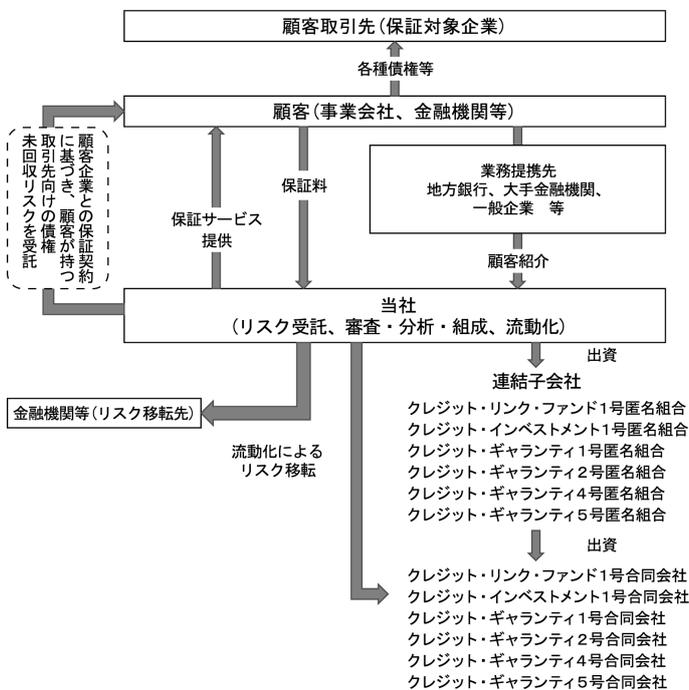
(2) 審査・分析によるリスクの定量化機能

信用リスク受託を行う前提として、債権及び債務が確立されていることが条件となりますが、取引が複雑化している昨今、請負契約の検取前債権など債権債務関係を明確にすることが困難な取引が増えてきております。そこで当社グループは、多種多様な取引における債権の未回収リスクの受託に取組んできた実績を活かし、債権債務と信用リスクの所在を明確にし、信用リスクを流動化する金融機関等にとって明確で簡素化された形に信用リスクをグループピングします。この過程で、当社グループは、当社グループにて収集した定性的な情報を含む企業信用情報データベースを、さらには必要に応じて外部からの企業信用情報を取り込み活用することで、審査・分析を通じてリスク度合いに応じて企業を分類し、信用リスク受託の対象となるよう定量化を図っております。

(3) 流動化先の投資ニーズを満たすポートフォリオの組成とリスク移転機能

審査・分析による定量化を終えたリスクは、流動化先となる金融機関等のニーズに合わせて、リスク度合い、最大リスク額、リスク移転コストのバランス調整を行い、リスク商品としてのポートフォリオ組成を行います。当該ポートフォリオについて、ファンドや金融機関等に対し流動化を行っております。

(事業系統図)



<当社グループの提供するサービス>

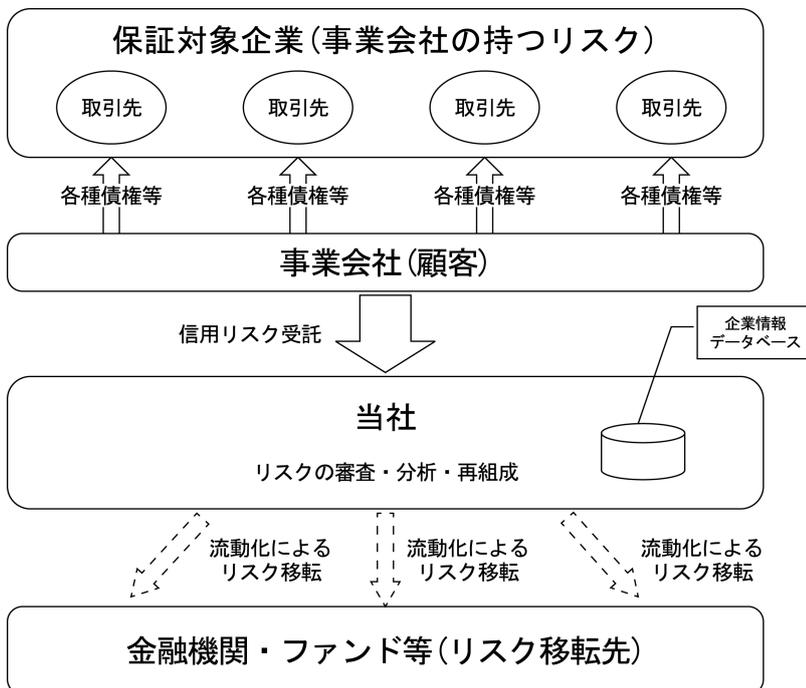
当社グループは「事業法人向け保証サービス」及び「金融法人向け保証サービス」を提供しております。

(1) 事業法人向け保証サービス

「事業法人向け保証サービス」とは、売上債権を主とした売買契約や請負契約等、事業会社間に生じる商取引上の債権の未回収リスクの受託を行うものです。本サービスは国内取引に関する信用リスク受託だけでなく、海外取引の際に生じる輸出債権に関する信用リスク受託も行っております。

本サービスは、契約先である顧客の取引先が倒産等の事由により債務不履行を起こした場合において、あらかじめ設定した支払限度額を上限に当社が保証金を支払うもので、顧客にとっては未回収リスクを最小限にすることが可能となります。顧客の保証ニーズにより「包括保証」と「個別保証」を提供しており、顧客は、保証規模や保証に対する予算等により自由に選択することができます。

「事業法人向け保証サービス」モデル



① 包括保証

契約先である顧客の取引先について、“売上順位”や“取引条件”等の基準でグルーピングした10社程度以上の取引先の信用リスクを当社が一括して包括的に引受けるものです。多数の取引先の信用リスクを受託することでリスクが分散されるため、取引先個社単位では顧客が負担する保証コストは大きく抑えられることになります。また、リスクの高い取引先であっても、多数の取引先の信用リスクを受託することによりリスク分散が図られているので引受けが容易となります。

顧客は、取引先を幅広く保証対象としてリスクをヘッジすることで、取引先への与信管理業務を軽減することができるため、与信管理業務のアウトソーシングの実現、取引先倒産等による経営に対するインパクトを最小限に抑えることが可能となります。また、顧客は新規ビジネス展開や販売拡大に合わせて当社の包括保証を導入することで「攻めの経営」を行うことができ、効率的なリスクコントロールが可能となります。

「包括保証」では、取引形態に合わせた保証料の課金方式を提供しており、主な課金方式は次のとおりです。

イ) 売上高課金方式

取引先(保証対象先)の毎月の売上高実績に対して、取引先毎に設定した保証料率にて課金を行うものです。販売の繁忙期、閑散期といった売上高の増減に連動した課金となりますので、契約先である顧客にとっては保証コストの管理が容易となります。

暖房器具等の季節要因に販売が左右される商品の取引、スポット性の高い取引、新規ビジネスや販売拡大戦略実施の際など、年間を通じて売上の変動が大きく、売上予想が困難な取引先に対する保証に適しています。

ロ) 限度額課金方式

実際の取引金額に関係なく、あらかじめ設定した保証限度額に対して、年率により保証料の課金を行うものです。契約先である顧客にとっては契約の時点で保証コストが確定できるほか、売上高課金方式のように月々の売上高実績を当社に通知する必要もありません。

取引先に対する毎月の売上高が年間を通して大きな変動がなく、一定の債権残高が常にある企業に適しています。

② 個別保証

契約先である顧客が保証を希望する取引先について1社単位で信用リスクを受託するものです。

顧客は、自由に選択した保証希望先に限定し信用リスクをヘッジすることが可能であり、少ないコストで利用ができます。個別保証は、限度額課金方式のみとなります。

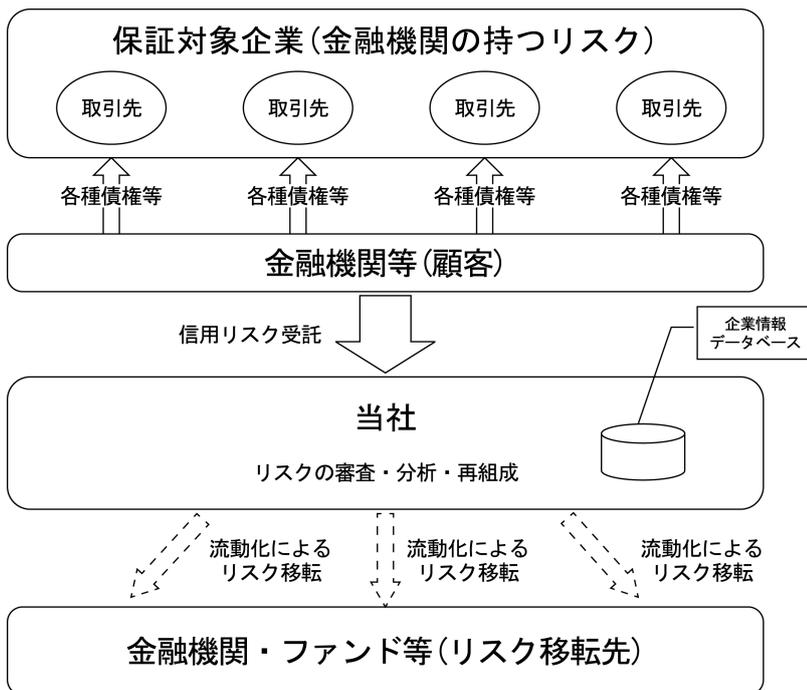
自社において確立された審査機能を持つ企業や、中小企業などリスクヘッジへのコストが限定された企業、特定取引先への売掛発生比率が高いため有事におけるインパクトが大きい企業などに適したサービスです。

(2) 金融法人向け保証サービス

「金融法人向け保証サービス」とは、金融機関等の保有する各種債権における信用リスクを受託するサービスです。このサービスを当社では「リスク・マーケット・サービス、略称：RMS」と呼び、当社が信用リスクを受託し、リスク移転先のニーズに応じて運用商品として組成し、金融機関等に信用リスクを流動化することにより、金融機関等の保有する信用リスクを交換する市場を提供しております。

本サービスは、事業法人向けの保証手法と信用情報集積機能を活かし、金融機関等が自ら行う信用保証事業の再保証による信用リスク受託のほか、債権流動化等の各種金融サービスを提供する際に発生する立替払い債権やその他の金融債権の信用リスク受託を行います。

「金融法人向け保証サービス」モデル



「金融法人向け保証サービス」の主なサービスとしては、企業向けに売上債権等の保証事業を行う際に発生する金融債権に伴うリスクを受託するサービス、クレジットカード会社等が保有する法人向け立替払い債権や加盟店向けの返還請求権に伴うリスクを受託するサービス、主に金融機関等が行う売掛債権及び手形債権の買取りに対する未回収リスクを受託するサービスがあります。

契約先となる金融機関等は本サービスを利用することにより、今まで信用力不足により債権買取りや債権流動化が困難であった取引先へのサービスの提供や、企業の保有する売上債権等の保証事業への新たな取組み等が可能となります。

#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 親会社等

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) 伊藤忠商事株式会社 (注) 1	東京都港区	253, 448	総合商社	被所有割合 24.0	同社は当社の保証サービスを利用しているほか、当社の保証サービスにおける代理店業務を行っております。当連結会計年度末日現在同社従業員1名を役員として受け入れております。(注) 2

(注) 1. 伊藤忠商事は、有価証券報告書提出会社であります。

2. 当社は、業務・管理両面から経営体制の強化を図る目的で、広い視野と経験に基づいた経営全般の提言を得るべく、その他の関係会社である伊藤忠商事より非常勤役員を招聘しております。当連結会計年度末日現在における伊藤忠商事からの非常勤役員は以下のとおりであります。

当社グループにおける役割	氏名	伊藤忠商事グループにおける役職
取締役(非常勤)	川内野 康人	伊藤忠商事(株) 保険ビジネス部長

##### (2) 連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容
イー・ギャランティ・ソリューション株式会社	東京都港区	10, 000	システム開発 事業 不動産管理 事業	100.0	当社からのシステム開発及び保守業務の受託及び不動産の賃貸・管理業務を行っております。
アールジー保証株式会社	東京都港区	100, 000	信用保証事業	80.1	小口売掛債権の保証サービスを行っております。
イー・ギャランティ・シェアードサービス株式会社	東京都港区	10, 000	事務受託事業 不動産管理 事業	100.0	当社からの契約関連業務及びデータ登録業務など各種事務業務の受託及び不動産の賃貸・管理業務を行っております。
イー・ギャランティ・インベストメント株式会社	東京都港区	100, 000	投資事業	100.0	ベンチャー企業に対する投資、有価証券の取得・保有及び運用を行っております。
クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合 (注) 2、3	東京都千代田区	700, 000	信用保証事業	—	当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。
クレジット・インベストメント1号匿名組合 (注) 2、4	東京都中央区	285, 000	信用保証事業	—	当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。
クレジット・ギャランティ1号匿名組合 (注) 2、5	東京都千代田区	300, 000	信用保証事業	—	当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。
クレジット・ギャランティ2号匿名組合 (注) 6	東京都千代田区	100, 000	信用保証事業	—	当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。
クレジット・ギャランティ4号匿名組合 (注) 7	東京都千代田区	100, 000	信用保証事業	—	当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。
クレジット・ギャランティ5号匿名組合 (注) 2、8	東京都千代田区	175, 000	信用保証事業	—	当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。

(注) 1. 「主要な事業の内容」の欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合は、クレジット・リンク・ファンド1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が57%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成23年3月25日改正)」を適用し、連結子会社としております。
4. クレジット・インベストメント1号匿名組合は、クレジット・インベストメント1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が82%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成23年3月25日改正)」を適用し、連結子会社としております。
5. クレジット・ギャランティ1号匿名組合は、クレジット・ギャランティ1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が51%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成23年3月25日改正)」を適用し、連結子会社としております。
6. クレジット・ギャランティ2号匿名組合は、クレジット・ギャランティ2号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が55%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成23年3月25日改正)」を適用し、連結子会社としております。
7. クレジット・ギャランティ4号匿名組合は、クレジット・ギャランティ4号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が50%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成23年3月25日改正)」を適用し、連結子会社としております。
8. クレジット・ギャランティ5号匿名組合は、クレジット・ギャランティ5号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が60%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成23年3月25日改正)」を適用し、連結子会社としております。

## (3) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容
クレジット・ギャランティ3号匿名組合	東京都千代田区	196,000	信用保証事業	—	当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。

(注) 1. 「主要な事業の内容」の欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. クレジット・ギャランティ3号匿名組合は、クレジット・ギャランティ3号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が49%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、重要な影響を与えることができる関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成23年3月25日改正)」を適用し、持分法適用関連会社としております。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
信用保証事業	142
合計	142

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

## (2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
138	32.5	5.3	24,131

セグメントの名称	従業員数(名)
信用保証事業	138
合計	138

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。  
 2. 平均年間給与は賞与、基準外賃金及び株式付与E S O P信託制度による給与課税額を含んでおります。  
 3. 前事業年度末に比べ従業員数が12名減少しております。

## (3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 経営方針

当社グループは、経営の基本理念として以下を掲げ、当社グループのサービスをご利用頂くことにより、お客様がさらに新しい夢を実現していくことが当社グループの最大の願いであり、その結果として企業価値を増大させ、株主の皆様を始めとしたステークホルダーの方々に貢献してまいります。

1. 信用リスクの引受けによる信用供与と適正な社会資源の配分を通じて、企業の新たな挑戦と活力のある社会成長に貢献します。
2. 自社の経営資源に拘らず、信頼できるパートナーとの協力と自社の専門性に基づき、常に先進的かつ夢の広がる金融サービスを創造します。
3. 自分で考え、行動でき、信頼される魅力に溢れた社員を育成し、自由な発想を活かせる企業を目指します。

#### (2) 経営環境、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

我が国の景気は2020年2月以降顕在化した新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、先行きについては予断を許さない状況が続くことが見込まれております。

このような環境の中、当社グループは新型コロナウイルス感染症がもたらす今後の景気への影響を考慮して各保証先のリスク評価を見直し、保証枠を再設定するとともに、顧客へ提示する保証料率についてもリスク評価の見直し結果を反映させてまいります。また、新型コロナウイルスの影響による環境変化に対応した商品を開発し、リスクに見合った価格でタイムリーにサービスを提供することにより、経済インフラとしての役割を担うべく企業活動における保証サービスの浸透を図ります。

さらに、当社グループの中長期的な業容拡大に向けて、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

#### ① 信用リスク受託規模拡大のための既存提携先との関係強化及び販売網拡充

マーケットメイク機能の向上という目的のもと、分散に耐えうる大量の信用リスクを契約先から受託するため、既存提携先との関係強化及び販売網を拡大することにより信用リスクの受託規模拡大を図ります。現状、当社グループは本事業分野において先行者メリットを有しており、幅広い販売網を構築していることが競争力の源泉の一つになっていると考えております。当社グループは、既に地方銀行を中心とした全国的な販売網を構築しておりますが、提携先地方銀行との関係をより一層強化していくとともに、地方銀行以外の様々な業態の提携先を拡大し、さらなる販売網拡充に取り組めます。

#### ② 企業の信用情報データベースを活用した事業展開に関する取組み強化

当社グループは、日本国内において最大級の法人向け信用リスク保証会社であり、企業間取引における様々な情報を取得し、膨大な企業の信用情報データベースを保有する日本でも有数のビックデータ企業であります。今後は、これらのデータベースビジネスを核とした成長戦略を展開するとともに信用情報データベースを活用した事業展開に関する取組みを強化してまいります。

#### ③ 金融法人及びフィンテックを活用した金融サービスを提供する企業に向けた保証サービスの強化

金融機関等が企業向けに金融サービスを提供する際に取得する各種金融債権の信用リスク受託を強化します。同時に金融機関が持つ金融債権の信用リスク受託を通じて当社グループの販売網を実質的に拡大したいと考えております。金融債権の保証分野は売掛債権や手形の買取り・債権流動化による早期資金化ビジネス、融資にかかるリスク受託あるいは売掛債権保証事業等を行う場合のリスクヘッジを行うものであります。当社グループはオーダーメイドで債権債務関係が複雑なリスクに対応できる強みを発揮し、金融機関等の顧客基盤及びブランド力を活用することで、スピーディーな事業拡大を図ります。

また、法人向け決済代行サービスや給与の立替払いサービスなどフィンテックを活用した新たな金融サービスを提供する企業に対するリスク受託も行っていくことで、将来の成長分野に対する取組みを強化していく方針であります。

## ④ 契約更改率の維持向上

当社のビジネスモデルはストック型であり、新規契約の獲得とともに契約数の増加に伴い既契約の維持が重要となっております。従いまして、保証機能以外の付加価値を高めることや、顧客満足度の向上に取り組んでいくとともに更改契約専門のチームを編成し、更改契約の管理体制を強化するなど契約更改率の維持向上を図ってまいります。

## ⑤ 審査情報データベースの拡充による審査力強化及び情報を活用したサービスの基盤づくり

保証規模の拡大及び販路拡大を通じて審査情報の収集力を高め審査情報データベースを拡充し、引き続き積極的な信用リスク受託を行うとともに、リスク移転先にとって定量化しやすい投資機会を提供できるよう努めます。また、足元で大きな変動がみられる昨今の倒産動向にあわせて、日々収集している動的な情報を活用し、信用リスクを定量的・定性的に分析することで、タイムリーかつより柔軟な価格や保証枠の設定を行いながら信用リスク受託に取り組めます。そのために、審査力を更に強化し、引受けた信用リスクの度合いに合わせてセグメント化した価格体系の導入に取り組んでまいります。

さらに、日々増大する信用関連情報のデータベースを活用し、システムにより倒産確率を自動計算することで個社毎に精緻な倒産確率を算出するなど、審査業務の自動化を推進する一方、将来はこれらの情報を活用したサービスの提供を視野に入れ、情報を活用したサービス基盤の体制構築を進めます。

## ⑥ 流動化手法の多様化

現在当社グループは、受託したリスクについて数多くのファンドを含めた幅広いリスク移転先を確保し、流動化手法を多様化しております。今後も更なる流動化手法の多様化に取り組むべく、新たなリスク移転先を開拓することで、安定したリスクの受託及び流動化体制の構築に努めてまいります。

## ⑦ リスク受託プロセスの高度化

独自に算出した業種毎や個社毎の倒産確率を活用し、リスクセグメントや様々な諸条件に合わせた最適な流動化先の選定業務を自動で行えるよう流動化先選定プロセスのシステム化を推進し、更なる流動化手法の精緻化・最適化を実現します。これにより、信用リスクの受託・分析・審査・流動化という一連のリスク受託プロセスの高度化を図ります。

## ⑧ 信用リスク受託規模拡大を見据えたWebの活用による各種契約事務の省力化及びバックオフィス業務のスリム化

顧客とのインターフェースをWeb化することにより、契約申込や契約更新、契約内容の変更などにかかる各種契約事務を省力化し、顧客利便性を向上させるとともに、契約書発行やデータ登録業務などのバックオフィス業務の更なるスリム化を推進するなど、信用リスク受託規模の拡大に対応した組織体制の構築に取り組んでまいります。

## (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、事業の成長性と収益性を重視する観点から、連結経常利益を経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として位置付けております。当連結会計年度における経常利益は2,751百万円となり、経常利益目標2,750百万円を達成し、上場以来14期連続の目標達成となりました。引き続き当該指標の向上に取り組めます。

## 2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 当社グループの収益構造について

当社グループは、事業会社及び金融機関等の顧客から得る保証料を売上高として計上する一方、リスク移転先である金融機関等に支払う費用を原価として計上しており、これらの差額が当社グループの利益となっております。

#### ① 原価の上昇について

当社グループがリスク移転先に支払う費用は、複数年にわたる保証履行実績により決定されているため、一時的に多額の保証履行が発生した場合であっても、短期的な原価の上昇要因とはなりません。しかしながら、リスク移転コストは1年契約の間は原則変わらないため、利益率が短期的に悪化し、当社グループの業績に影響を及ぼすことも考えられます。また、継続的に保証履行が多発するような景気悪化時には、顧客の保証に対するニーズも高まることから、経済情勢を踏まえ、顧客からの保証料に価格転嫁しますが、価格転嫁が十分に進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② リスク移転について

当社は、信用リスクを受託した債権の保証履行リスクをヘッジするために金融機関等にリスク移転を行っております。そのため、当社がリスク移転を依頼している債権について想定を超える著しい信用力低下や保証履行が生じた場合又はリスク移転先である金融機関等が債務不履行等のリスク移転を引受けることが困難となるような状況となった場合には、想定通りのリスク移転を行えない可能性があります。このような場合には、売上高の減少や原価率の上昇が生じる可能性があり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ 自己による信用リスクの保有について

当社は、クレジット・リンク・ファンド1号合同会社(当社が57%を出資している連結子会社であるクレジット・リンク・ファンド1号匿名組合の営業者)、クレジット・インベストメント1号合同会社(当社が82%を出資している連結子会社であるクレジット・インベストメント1号匿名組合の営業者)、クレジット・ギャランティ1号合同会社(当社が51%を出資している連結子会社であるクレジット・ギャランティ1号匿名組合の営業者)、クレジット・ギャランティ2号合同会社(当社が55%を出資している連結子会社であるクレジット・ギャランティ2号匿名組合の営業者)、クレジット・ギャランティ4号合同会社(当社が50%を出資している連結子会社であるクレジット・ギャランティ4号匿名組合の営業者)及びクレジット・ギャランティ5号合同会社(当社が60%を出資している連結子会社であるクレジット・ギャランティ5号匿名組合の営業者)をリスク移転先に加える等により、一部の信用リスクを自己で保有しております。

2020年3月末現在の信用リスク受託による保証残高のうち、売掛債権保証サービスに係る保証債務は438,720,295千円であり、買取債権保証サービスに係る保証債務は465,426千円であります。これらに係る保証債務のうち、当社グループでリスクを保有している売掛債権保証サービスに係る保証債務は59,481,325千円、買取債権保証サービスに係る保証債務は465,426千円であります。

これらへ流動化する信用リスク及び自家保有を行う信用リスクについては、他のリスク移転先と同様、一定の基準を設けたうえで極度に損害率が悪化しないよう対策を実施しております。しかしながら、想定を超えて保証履行が多発した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 競合等について

当社グループが行っている事業法人向け売掛債権保証サービスと類似した債権保証に係るサービスとして、大手金融機関系ファクタリング会社が提供している保証ファクタリング、損害保険会社が提供している取引信用保険等のサービスがあります。

当社グループのサービスは、流動化先への流動化、分散機能を活用することにより、引受ける保証対象企業の範囲、保証限度額等に幅広く対応できる点から優位性を有しております。また、金融債権や請負債権など単純な売上債権以外も保証対象とする対象債権の範囲の広さからも他の金融機関が提供しているサービスと比較して、優位性を有しているものと認識しております。

ただし、大手金融機関系ファクタリング会社、損害保険会社は、知名度、信用力等の面で、当社グループと比較

して優位な立場にあります。したがってこれらの金融機関と競合する場合、営業推進の上で不利な立場におかれる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼすことも考えられます。

また、今後において他金融機関が同サービスの開発により新規参入することで競争が激化する可能性も考えられます。そのため、当社グループがより一層顧客ニーズにあった商品開発ができず、相対的に当社グループの競争力が低下し、新規契約率の低下や既存顧客が流出した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新型コロナウイルス感染症に関するリスクについて

当社グループは、新型コロナウイルス感染症による倒産件数の増加等のリスクについて、一定の範囲にコントロールできると判断しておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束の時期は未だ不透明であり、今後想定をはるかに超える大規模なパンデミックが発生し、当社グループの事業運営が困難になった場合、当社グループの財政状態、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。なお、当社グループにおいては、社内感染拡大を防止するため衛生管理を徹底するとともに、有事の際には時差出勤やテレワーク等勤務体制の変更を実施する体制を構築しております。

(4) 災害等が発生する可能性について

東京本社において大規模な震災や火山の噴火あるいはテロ攻撃等の災害が発生し、本社機能が実質的に停止に陥った場合、当社グループの財政状態、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。対策として、災害対応能力向上のために体制整備を図るとともに初動対応訓練を実施することで災害リスクの軽減を図るように努めております。

(5) 情報管理について

当社グループは、保証サービス事業を通じて顧客の機密情報並びに企業情報、信用情報を入手する場合があります。当社グループはこれら情報の機密を保持し、セキュリティを確保するために最新のセキュリティソフトの更新や、担当別、役職別の管理システムへのアクセス制限など必要な措置を講じております。しかし、かかる措置にもかかわらずこれら情報が漏洩した場合には、当社グループの社会的信用に影響を与え、業績悪化を招く可能性があります。

(6) 紛争が発生する可能性について

当社グループの展開する保証サービスは、保証対象先の倒産等に伴う債務の支払いリスクを複数の金融機関等に分散し、移転しております。その際、リスク流動化先とリスク移転契約を締結しており、取引上のトラブルの未然防止に努めておりますが、契約書等の不備などにより、取引関係の内容、条件等に疑義が生じたり、これをもとに紛争が生じる可能性があります。

(7) 法的規制について

当社グループの業務内容である売上債権の保証は、「保険業法」上の「保険保証業務」に該当しないため、同法の規制を受けていないものと判断しております。また、「債権管理回収業に関する特別措置法」上の「債権管理回収業」及び「金融商品取引法」上の「金融商品取引業」にも該当せず、同法の規制対象となっておりません。このように、当社グループの業務は、いわゆる業法上の法的規制の対象となっていないため、当社グループはこれらの法令に基づく関係監督庁への届出、許認可の取得等を行っておりません。

ただし、今後、当社業務について新たな法的規制の制定、外部環境の変化等に伴う現行法の解釈の変化、又は他社が提供している業務に係る規制緩和等が生じた場合には、当社グループのビジネスモデルの変更、競合の激化等により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりとなりました。

##### ① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、2020年2月以降顕在化した新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、先行きについては厳しい状況が続くと見込まれております。

当社グループを取り巻く環境を見ますと、当連結会計年度における企業倒産件数は前年度比5.3%増加の8,480件（帝国データバンク調べ）となっており、倒産動向に変化が見られました。

このような環境下、信用リスク保証サービスは引き続き堅調に推移いたしました。新規顧客の増加を図るべく販売チャネルとの取り組みを強化するとともに、当社サービスの活用により、企業が行っている与信管理や債権回収の業務効率化を提案するなどのコンサルティング営業を展開いたしました。また、既存顧客向けWebサービスの浸透を図ったことで保証先の追加や保証枠の増額依頼が増加しました。

#### [財政状態]

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ0.1%増加し、16,444,743千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ13.4%増加し、13,645,123千円となりました。これは、有価証券が1,802,474千円増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ36.2%減少し、2,799,619千円となりました。これは、投資有価証券が1,548,440千円減少したことなどによります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ33.3%減少し、3,646,588千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ34.0%減少し、3,531,305千円となりました。これは、預り金が1,890,478千円減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末と同額となりました。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ16.8%増加し、12,798,155千円となりました。これは、利益剰余金が1,748,632千円増加したことなどによります。

#### [経営成績]

当連結会計年度末における保証残高は439,185,721千円（前連結会計年度末比13.0%増加）となり、売上高5,956,734千円（前年同期比6.9%増加）となりました。また、営業利益2,718,802千円（同8.2%増加）、経常利益2,751,004千円（同7.8%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益2,301,198千円（同39.3%増加）となりました。

なお、保証引受け残高の推移は次のとおりであります。

（単位：千円）

	第18期 (2018年3月期)	第19期 (2019年3月期)	第20期 (2020年3月期)
売掛債権保証サービスに係る保証債務	342,892,705	388,258,300	438,720,295
買取債権保証サービスに係る保証債務	2,454,173	521,287	465,426

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ1,239,109千円減少し、4,820,874千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果増加した資金は1,036,317千円(前連結会計年度は1,881,530千円の増加)となりました。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益2,617,487千円等であります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果減少した資金は1,661,700千円(前連結会計年度は2,194,885千円の減少)となりました。主な減少要因は、投資有価証券の取得による支出1,364,743千円等であります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果減少した資金は613,726千円(前連結会計年度は332,123千円の増加)となりました。主な減少要因は、配当金の支払による支出552,245千円等であります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当社グループの事業は、「信用保証事業」のみの単一セグメントにより構成されており、商品別の業績は、次のとおりであります。

(i) 事業法人向け保証サービス

当該サービスに係る売上高は5,786,589千円(前年同期比6.9%増加)となりました。

(ii) 金融法人向け保証サービス

当該サービスに係る売上高は170,145千円(前年同期比6.9%増加)となりました。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

## ① 財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度における業績は、売上高5,956,734千円(前年同期比6.9%増加)となりました。また、営業利益2,718,802千円(同8.2%増加)、経常利益2,751,004千円(同7.8%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益2,301,198千円(同39.3%増加)となりました。このうち、親会社株主に帰属する当期利益については、一過性の影響としてE S O P信託分配金の税務上損金算入により税効果会計適用後の法人税等の負担率が大幅に低下したことを受けて大幅な増益となりました。その他の財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態および経営成績の状況」に記載しています。

## ② キャッシュ・フローの状況の当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フロー経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ②①キャッシュ・フロー財政状態および経営成績の状況」に記載しています。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、リスク移転先への支払保証料、販売チャネルへ支払う諸手数料、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、投資有価証券の購入によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。当社の事業の性質上役務提供前にその対価を収受するものとなりますので、基本方針に沿って財源を確保しております。よって、運転資金は自己資金としております。

## ③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針及び見積りの詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項」に記載の通りですが、決算日における資産・負債の報告数値、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りは、主に保証履行引当金、賞与引当金、税効果会計であり、継続して評価を行っております。これらの見積り及び判断・評価につきましては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による会計上の見積りへの影響については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項 追加情報」に記載しております。

## 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は111,866千円であります。その主な内訳は、ソフトウェアの基幹システム更新及びその周辺ツール開発による支出98,734千円であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、器 具及び 備品	ソフト ウェア	敷金及び 保証金	合計	
本社 (東京都港区)	信用保証 事業	統括業務 施設	39,142	—	36,364	114,393	186,020	375,920	114
大阪支店 (大阪市中央区)	信用保証 事業	営業施設	464	—	181	—	2,854	3,500	11
名古屋支店 (名古屋市西区)	信用保証 事業	営業施設	301	337	29	—	8,462	9,131	6
九州支店 (福岡市博多区)	信用保証 事業	営業施設	137	—	101	—	3,298	3,538	6
北海道支店 (札幌市中央区)	信用保証 事業	営業施設	—	—	0	—	912	912	1

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

## (2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	工具、 器具及び 備品土地	土地 (面積㎡)	合計	
イー・ギャランティ・ソリューション株式会社	— (東京都港区)	システム開発事業 不動産管理事業	—	138,934	23	251,045 (143)	390,002	4
アールジー保証株式会社	— (東京都港区)	信用保証事業	—	—	—	—	—	—
イー・ギャランティ・シェアードサービス株式会社	— (東京都港区)	事務受託事業 不動産管理事業	—	319,545	329	182,647 (158)	502,522	—
イー・ギャランティ・インベストメント株式会社	— (東京都港区)	投資事業	—	—	—	—	—	—
クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合	— (東京都千代田区)	信用保証事業	—	—	—	—	—	—
クレジット・インベストメント1号匿名組合	— (東京都中央区)	信用保証事業	—	—	—	—	—	—
クレジット・ギャランティ1号匿名組合	— (東京都千代田区)	信用保証事業	—	—	—	—	—	—
クレジット・ギャランティ2号匿名組合	— (東京都千代田区)	信用保証事業	—	—	—	—	—	—
クレジット・ギャランティ4号匿名組合	— (東京都千代田区)	信用保証事業	—	—	—	—	—	—
クレジット・ギャランティ5号匿名組合	— (東京都千代田区)	信用保証事業	—	—	—	—	—	—

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## (3) 在外子会社

当社は在外子会社を有していないため、該当事項はありません。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】

## (1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

## (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	62,720,000
計	62,720,000

## ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	42,506,400	42,506,400	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	42,506,400	42,506,400	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## ① 【ストックオプション制度の内容】

2014年6月26日開催の取締役会決議

決議年月日	2014年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個) ※	80
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 32,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2014年7月12日～2044年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 424 資本組入額 212
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を一定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

## (注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一括して行使するものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めに従うものとする。

2. 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 2015年6月25日開催の取締役会決議

決議年月日	2015年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個) ※	130
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 52,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2015年7月11日～2045年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 504 資本組入額 252
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を一定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - (2) 新株予約権者が新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一括して行使するものとする。
  - (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めに従うものとする。
2. 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 2017年3月14日開催の取締役会決議

決議年月日	2017年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 3
新株予約権の数(個) ※	3,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,200,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	637
新株予約権の行使期間 ※	2017年5月15日～2025年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 639.5 資本組入額 320
新株予約権の行使の条件 ※	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を一定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

## (注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値が640円(但し、当社が株式分割又は株式併合を行う際行使価額の調整が行われる場合には、これと同様の調整を行うものとする。)を下回った場合、新株予約権の行使期間満了日までに、本新株予約権の全てを行使しなければならない。
  - (2) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
  - (3) 上記(2)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。
  - (4) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
  - (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めに従うものとする。
2. 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 2017年3月14日開催の取締役会決議

決議年月日	2017年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 86
新株予約権の数(個) ※	4,675 [4,655]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,870,000 [1,862,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	637
新株予約権の行使期間 ※	2019年5月15日～2027年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 652 資本組入額 326
新株予約権の行使の条件 ※	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を一定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

※ 当事業年度の末(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

## (注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、2019年3月期から2021年3月期の各連結会計年度に係る当社が提出した決算短信に記載された連結損益計算書における経常利益が31億円を超えた場合に初めて本新株予約権を行使することができる。
  - (2) 本新株予約権者は、当社取締役及び従業員の地位(以下「権利行使資格」という。)を喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。但し、次の場合はこの限りではない。
    - (ア) 取締役が任期満了により退任する場合又は従業員が定年により退職する場合
    - (イ) 取締役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)
    - (ウ) 任期途中で、取締役を退任した場合
  - (3) 上記(2)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
  - (4) 上記(3)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。
  - (5) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、又は、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。
  - (6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めに従うものとする。
2. 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 2017年6月26日開催の取締役会決議

決議年月日	2017年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個) ※	130
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 52,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2017年7月12日～2047年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 515 資本組入額 258
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を一定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

## (注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - (2) 新株予約権者が新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一括して行使するものとする。
  - (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めに従うものとする。
2. 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 2018年4月27日開催の取締役会決議

決議年月日	2018年4月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個) ※	130
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 26,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2018年5月16日～2048年5月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,008 資本組入額 504
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を一定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - (2) 新株予約権者が新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一括して行使するものとする。
  - (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めに従うものとする。
2. 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 2018年6月27日開催の取締役会決議

決議年月日	2018年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社幹部社員 5
新株予約権の数(個) ※	14,400
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 2,880,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,042
新株予約権の行使期間 ※	2019年1月17日～2026年7月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,042.5 資本組入額 522
新株予約権の行使の条件 ※	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を一定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

## (注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値が行使価額(但し、当社が株式分割又は株式併合を行う際行使価額の調整が行われる場合には、これと同様の調整を行うものとする。)に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権の行使期間満了日までに、本新株予約権の全てを行使しなければならない。
  - (2) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
  - (3) 上記に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。
  - (4) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、又は、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。
2. 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 2019年8月30日開催の取締役会決議

決議年月日	2019年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個) ※	270
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 27,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2019年9月21日～2049年9月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,165 資本組入額 583
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を一定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

## (注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一括して行使するものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めに従うものとする。

## ② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## ③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年4月1日～ 2016年3月31日 (注) 1	70,800	10,346,600	18,595	1,481,075	18,595	891,075
2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注) 2	178,000	10,524,600	34,532	1,515,607	34,532	925,607
2018年3月16日 (注) 3	10,524,600	21,049,200	—	1,515,607	—	925,607
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注) 4	23,000	21,072,200	12,457	1,528,064	12,457	938,064
2018年8月16日 (注) 5	21,072,200	42,144,400	—	1,528,064	—	938,064
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注) 6	362,000	42,506,400	115,070	1,643,135	115,070	1,053,135

- (注) 1. 新株予約権の行使により、発行済株式数が70,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ18,595千円増加しております。
2. 新株予約権の行使により、発行済株式数が178,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ34,532千円増加しております。
3. 株式分割(1:2)によるものであります。
4. 新株予約権の行使により、発行済株式数が23,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ12,457千円増加しております。
5. 株式分割(1:2)によるものであります。
6. 新株予約権の行使により、発行済株式数が362,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ115,070千円増加しております。

## (5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	19	24	63	138	8	8,619	8,871	—
所有株式数 (単元)	—	136,025	3,380	146,304	82,479	16	56,817	425,021	4,300
所有株式数 の割合(%)	—	32.0	0.8	34.4	19.4	0.0	13.4	100.0	—

(注) 自己株式1,385株は、「個人その他」に13単元及び「単元未満株式の状況」に85株を含めて記載しております。

## (6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	10,236,800	24.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,051,700	11.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,158,700	7.4
株式会社帝国データバンク	東京都港区南青山二丁目5番20号	2,870,400	6.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,882,300	4.4
江藤 公則	東京都港区	1,538,400	3.6
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	1,440,000	3.3
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	1,359,700	3.1
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資 信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオブ ィスタワーZ棟	933,800	2.1
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	RUE MONTROYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	841,000	1.9
計	—	29,312,800	68.9

(注) 1. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,051,700株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,158,700株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,882,300株
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資 信託口)	933,800株

2. 2020年4月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー株式会社が2020年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー株式会社	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	2,200,700	5.1
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド株式会社	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	49,000	0.1
計	—	2,249,700	5.2

3. 2019年7月25日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、BNYメロン・アセット・マネジメン  
ト・ジャパン株式会社が2019年7月22日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社  
として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めて  
おりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
BNYメロン・アセット・マネジメン ト・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館	1,815,300	4.2
計	—	1,815,300	4.2

4. 2020年4月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村アセットマネジメント株式会社が  
2020年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現  
在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	2,450,400	5.7
計	—	2,450,400	5.7

#### (7) 【議決権の状況】

##### ① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,500,800	425,008	権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式
単元未満株式	普通株式 4,300	—	—
発行済株式総数	42,506,400	—	—
総株主の議決権	—	425,008	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 85株を含めております。

##### ② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
イー・ギャランティ株式 会社	東京都港区赤坂 五丁目3番1号	1,300	—	1,300	0.0
計	—	1,300	—	1,300	0.0

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	79	97,223
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他( — )	—	—	—	—
保有自己株式数	1,385	—	1,385	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、期末配当のほか、毎年9月30日を基準日として、中間配当ができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

配当回数につきましては、年一回、期末の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識した上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、企業業績に応じた配当政策を実施することを基本方針としております。また、内部留保金につきましては、新規事業の開始や、今後の海外展開等、効果的に投資してまいります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績の動向及び配当性向等を総合的に勘案した結果、引き続き内部留保を拡充致しますが、同時に企業業績向上に伴う利益配分を目的として、前事業年度の1株当たり13.0円から増配し、1株当たり14.0円の期末配当を実施することを決定いたしました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年6月26日 定時株主総会決議	595,070	14.0

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は監査役会設置会社であります。株主、取引先、従業員というステークホルダーに対して十分な情報提供が適切なタイミングでなされることは、経営の透明性を増し、調達コストの低下やサービスレベルの維持及び迅速な経営活動を通じて、様々な企業活動分野におけるパフォーマンスの向上に寄与するものと考えております。また経営者自身が積極的に情報公開を行い、充実した監査制度のもとで自立的な規律付けを実施することは自らの企業価値の維持・向上を効率的に実現するうえで非常に重要であると考えております。

また、子会社の業務の適正性を確保するための体制整備の状況については、子会社管理規程を制定し、子会社管理責任者を通じ、一定の事項について当社の必要な職務権限を有する者による事前承認を求め、又は報告することを義務付けております。当社基本方針に基づき、適正な法令遵守体制とリスク管理体制を整備しております。

###### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であります。経営に対する監視・監督機能の強化を通じて株主の信任確保を図るべく、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役による外部からの意見及び客観的な立場での経営に対する助言を頂く一方、独立性の高い社外監査役3名が経営を監視することで、経営の健全性と透明性を高めるガバナンス体制を維持しております。また、今後も適切な情報開示体制の維持、経営の効率化及び規律維持に努めることを通じて株主を含めた全てのステークホルダーから信頼され得る企業経営を目指します。

###### (i) 取締役会

取締役会は6名(うち、社外取締役2名)で構成され、議長を代表取締役とし、毎月1回の定例取締役会では当社の重要な業務執行について意思決定を行っております。緊急案件については、より迅速な経営判断を行うために臨時取締役会を随時開催することとしております。

また、外部の視点から経営への監督機能強化の目的で社外取締役を招聘しております。

###### (ii) 監査役会

当社の監査役会は社外監査役3名(うち、1名は常勤監査役)で構成されており、このうち社外監査役山岡信一郎氏は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役であります。

監査役会は、監査計画書に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行に対して監査を実施しております。また、業務遂行状況の監査はもちろんのこと、代表取締役と定期的に懇談の場を設けて意見交換を行うとともに、必要に応じて各部門の責任者へのヒアリングを適時行い、経営状況の監視に努めております。

###### (iii) 経営会議

経営会議は社長の諮問により、経営に関する重要事項を審議及び検討し、協議した結果を踏まえ、社長が決定することを目的として、原則として毎月2回開催しております。構成員は、社長、取締役、執行役員とし、取締役会付議事項及び業務執行に関する事項について意思決定を行っておりますが、必要に応じて常勤監査役も出席メンバーに加え、意見を述べることで牽制を図っております。

###### (iv) 幹部会議及び合同会議

当社は課長以上が出席する幹部会議を毎週開催し、経営の諸問題に係る具体的な対応策につき審議を行っております。また従業員の経営への関与度を高め透明性のある経営を実現するため、原則として常勤取締役、常勤監査役、本社全従業員が参加する合同会議を毎月月初に定例で開催し、会社の経営方針及びコンプライアンス等に関する事項につき直接従業員との情報共有に努めております。

###### (v) 法律顧問

当社は法律事務所の弁護士と顧問契約を締結しており、法律問題全般に関わる助言及び指導を受ける体制を整え、事業展開に際しては法律顧問より意見の取得を行っております。

## ③ 企業統治に関するその他の事項

## (i) リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、経営管理部を主管部署とし、監査役会と連携をとりながら、取締役及び経営幹部間において各種リスクを共有し、各部署に対して社長よりリスク管理について周知徹底を図っております。また、定期的な内部監査の実施により、法令遵守及びリスク管理における問題の有無を検証するとともに、内部情報提供制度規程を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に取り組んでおります。

## (ii) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## (iii) 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

## (iv) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

## (v) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## (vi) 自己株式取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

## (vii) 中間配当

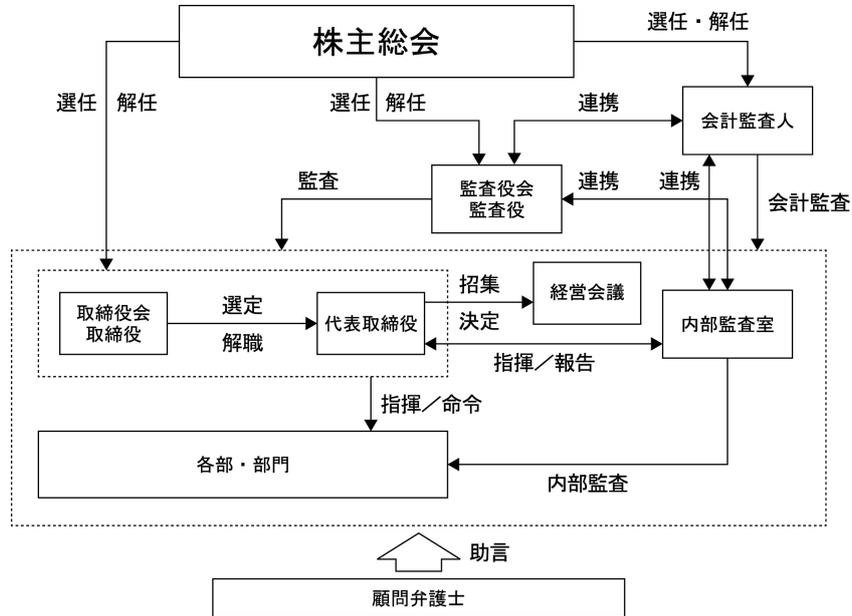
当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

(viii) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる旨を定款に定めております。

当社の業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムを模式図にまとめると次のとおりです。

(2020年6月29日現在)



## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性 9名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	江藤 公則	1975年1月10日	1998年4月 2000年9月 2003年5月 2004年6月 2005年4月 2006年11月	伊藤忠商事株式会社入社 当社出向 当社ゼネラル・マネージャー 兼営業統括部長 当社経営企画室長兼営業部長 当社取締役 当社代表取締役社長 当社に転籍 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	1,538,400
常務取締役 執行役員 営業部門長	唐津 秀夫	1955年10月12日	1978年4月 1998年4月 2000年4月 2002年4月 2003年10月 2006年4月 2007年6月 2009年6月 2010年4月 2010年5月 2010年6月 2012年1月 2013年4月 2015年4月 2016年1月 2017年7月 2019年7月 2020年6月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行大口支店長 株式会社さくら総合研究所企画部長 株式会社三井住友銀行日本橋支店長 同行お客さまサービス部長 ジャパン・ベンション・ナビゲーター株 式会社代表取締役社長 当社社外取締役就任 当社社外取締役退任 当社入社 当社経営管理部長 当社取締役執行役員経営管理部管掌兼経 営管理部長 当社取締役執行役員経営管理部長 当社取締役執行役員営業一部長 当社取締役執行役員営業第一部門長 当社取締役執行役員経営企画部長 当社取締役執行役員営業第一グループ長 当社取締役執行役員営業部門長 当社常務取締役執行役員営業部門長 (現 任)	(注) 3	34,500
取締役 執行役員 業務部長	永井 譲次	1950年4月15日	1973年4月 1986年2月 1991年4月 1994年4月 1997年4月 1999年4月 2002年5月 2003年9月 2005年9月 2005年12月 2008年3月 2008年4月 2011年6月 2012年1月 2012年5月 2013年4月 2015年4月 2016年1月 2016年4月 2017年7月 2018年1月 2019年7月	株式会社埼玉銀行入行 埼玉ファイナンス・スイス株式会社出向 株式会社あさひ銀行熊谷西支店長 スイスあさひ銀行株式会社出向 あさひ証券株式会社出向 昭栄保険サービス株式会社出向 昭栄保険サービス株式会社転籍 日本ドレーク・ビーム・モリン株式会社 入社 株式会社アスク入社 同社監査役 当社入社 当社内部監査室長 当社取締役執行役員業務企画部管掌 当社取締役執行役員リスク管理室長 当社取締役執行役員営業部長 当社取締役執行役員営業二部長 当社取締役執行役員営業第三部門長 当社取締役執行役員営業第一部門長 当社取締役執行役員営業部門長 当社取締役執行役員業務部長 当社取締役執行役員社長補佐 当社取締役執行役員業務部長 (現任)	(注) 3	35,700

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員 経営管理部長	邨井 望	1979年11月2日	2002年4月 2007年1月 2007年4月 2009年4月 2009年7月 2013年4月 2013年6月 2018年1月 2019年7月	エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社 入社 当社入社 当社社長室長 当社経営企画室長 当社執行役員経営企画室長 当社経営管理部長 当社取締役執行役員経営管理部長 当社取締役執行役員経営管理部長兼業務 部長 当社取締役執行役員経営管理部長（現 任）	(注) 3	91,000
取締役	金原 義宏	1953年4月23日	1977年4月 2001年2月 2001年6月 2003年4月 2004年7月 2006年5月 2006年11月 2008年4月 2015年9月 2019年6月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ 銀行）入行 同行新丸の内支店長 同行京都支店長 同行新宿中央支店長 同行業務監査室監査主任 株式会社帝国データバンク出向 総務部 文書課長 同社転籍 同社企総部法務課課長 同社退職 当社社外取締役（現任）	(注) 3	—
取締役	黒澤 秀雄	1954年6月18日	1978年4月 1992年10月 2002年4月 2005年4月 2008年4月 2011年4月 2013年4月 2015年4月 2015年7月 2020年6月	住友海上火災保険株式会社入社 同社金融法人部第二課長兼ダイレクトマ ーケティング室長 三井住友海上火災保険株式会社自動車営 業推進部企画特命部長兼コンプライアンス オフィサー 同社中国本部岡山支店長 同社執行役員東京企業本部総合営業第三 部長 同社常務執行役員中部本部長 MSK保険センター株式会社 代表取締役 社長 三井住友海上火災保険株式会社 特別顧 問 公益財団法人 自動車リサイクル促進セ ンター業務執行理事（現任） 当社社外取締役（現任）	(注) 4	—
常勤監査役	山内 稔彦	1953年3月19日	1975年4月 1999年7月 2000年7月 2001年7月 2003年4月 2004年5月 2006年7月 2010年4月 2013年4月 2015年4月 2016年4月 2016年6月	東京海上火災保険株式会社入社 同社リスクマネジメント業務部・企画開 発室長兼東京海上リスクコンサルティング 株式会社経営企画室長 同社リスクマネジメント業務部・企画開 発室長兼東京海上リスクコンサルティング 株式会社取締役経営企画室長 同社リスクマネジメント業務部長兼東京 海上リスクコンサルティング株式会社取 締役 株式会社トータル保険サービス出向、同 社リスクマネジメント室・部長 同社に転籍、同社リスクマネジメント 室・部長 同社執行役員リスクマネジメント室・部 長 同社常務執行役員リスクマネジメント室 長 同社上席常務執行役員兼リスクマネジメ ント室長 同社上席常務執行役員 同社顧問 当社常勤監査役（現任）	(注) 5	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	山岡 信一郎	1969年 7月21日	1994年10月 1999年 3月 2007年10月	監査法人トーマツ入所(現有限責任監査法人トーマツ) 公認会計士登録 株式会社ヴェリタス・アカウンティング 設立 同社代表取締役社長(現任) 山岡法律会計事務所設立 パートナー (現任) 表参道公認会計士共同事務所 パートナー	(注) 5	—
			2010年 6月 2020年 6月	当社社外監査役(現任) 伊藤忠食品株式会社社外監査役(現任)		
監査役	笠 浩久	1964年 8月 4日	1988年 4月 1994年 4月 2001年 4月 2003年 4月 2007年 6月 2010年 6月 2013年 6月 2017年 5月	東京海上火災保険株式会社入社 弁護士登録 坂野・瀬尾・橋本法律事務所入所 金融庁監督局総務課 金融危機対応室 課長補佐(任期付職員) 東京八丁堀法律事務所(現任) 当社社外監査役就任 当社社外監査役退任 当社社外監査役(現任) 株式会社レナウン社外監査役(現任)	(注) 5	—
計						1,699,600

- (注) 1. 取締役金原義宏氏及び黒澤秀雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山内稔彦氏、山岡信一郎氏及び笠浩久氏は、社外監査役であります。
3. 取締役江藤公則、唐津秀夫、永井譲次、邨井望、金原義宏氏の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役黒澤秀雄氏の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役山内稔彦氏、山岡信一郎氏、笠浩久氏の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## ② 社外役員の状況

当社は、社外取締役2名、及び社外監査役3名を選任しております。社外取締役は、毎月の定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会に出席し、経営に対する監視・助言等を行っております。また、社外監査役は監査役会等にて、社内情報の収集に努めるとともに取締役会に出席し、独立性・実効性の高い監査を行っております。加えて、社外監査役からなる監査役会は内部監査室及び会計監査人と、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を図るため、情報共有及び意見交換を行っております。

また、社外取締役及び社外監査役は、内部統制部門を管轄する取締役より、取締役会にて必要な情報の提供や説明を受けております。

社外取締役である金原義宏氏は過去において(株)帝国データバンクの課長であったことがありますが、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である黒澤秀雄氏は過去において三井住友海上火災(株)常務執行役員であったことがありますが、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外監査役山岡信一郎氏は株式会社ヴェリタス・アカウンティングの代表取締役社長、山岡法律会計事務所のパートナーおよび伊藤忠食品株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はございません。

社外監査役笠浩久氏は東京八丁堀法律事務所のパートナー及び株式会社レナウンの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はございません。

社外監査役である山内稔彦氏及び笠浩久氏は過去において東京海上火災保険(株)(現東京海上日動火災保険(株))の社員であったことがあり、社外監査役である山内稔彦氏は(株)トータル保険サービスの社員であったことがあり、社外監査役である山岡信一郎氏は監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)の職員であったことがありますが、いずれも当社との間に特別な利害関係はございません。

なお、当社は(株)帝国データバンク及び(株)トータル保険サービスと通常の営業取引がございます。また、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結しております。詳細については「第4 提出会社の状況 4 コー

ポレート・ガバナンスの状況等 (3) 監査の状況 ④ 監査報酬の内容等」に記載したとおりであります。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

なお、社外取締役および社外監査役は、取締役会・監査役会・取締役等との意見交換等を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

##### a. 組織・人員

当社における監査役は社外監査役3名であり、内1名が常勤監査役であります。監査役山岡信一郎氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役であります。

##### b. 監査役会の活動状況

監査役会は、原則取締役会に先立ち月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計16回開催され、全ての監査役が100%の出席率であります。

監査役会においては、監査計画策定、監査報告作成、会計監査人の選任、会計監査人の報酬に対する同意、等を検討致しました。

また、代表取締役との定期的意見交換、会計監査人及び内部監査室との情報交換を通じて、監査の実効性を高めるべく努めております。

##### c. 監査役の主な活動

監査役は取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っております。当事業年度の取締役会への監査役の出席率は100%でした。

また、常勤監査役は、監査環境の整備及び社内情報の収集に努め、他の監査役との情報の共有及び意思の疎通を図っております。

#### ② 内部監査の状況

当社は常設の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、社長の指揮の下、内部統制・管理の有効性を観点とした内部統制業務を行っております。内部監査室、監査役会及び監査法人とは相互に連携をとりながら効果的な監査の実施を行えるよう監査の方針、監査計画及び進捗状況の確認を行い、意見の交換及び指摘事項の共有化、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

#### ③ 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### b. 継続監査期間

19年間

##### c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士の氏名等		
指定有限責任社員	業務執行社員	神代 勲
指定有限責任社員	業務執行社員	大村 広樹

## d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者等1名、その他5名であります。

## e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬の見積額から、効率的な監査業務を実施することができる規模を有し、審査体制が整備されていること、監査費用が合理的かつ妥当であることなどを考慮し総合的に判断しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任理由を報告いたします。

その他監査役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会社法第344条に則り会計監査人の解任又は不再任を株主総会への提出議案といたします。

## f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査役会の定めた評価基準に基づき、毎期会計監査人の評価を行っております。有限責任監査法人トーマツについて、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生はなく、適正な監査の遂行が可能であると評価しております。

## ④ 監査報酬の内容等

## a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,400	—	20,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	19,400	—	20,000	—

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

## b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

## c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

## d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針につきましては、提出された監査計画、監査内容、監査時間等を勘案し、監査公認会計士等との協議及び監査役会の同意を経た上で決定しております。

## e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の過年度の実績も踏まえ、当事業年度の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行った結果、相当と判断し、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

## (4) 【役員の報酬等】

## ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

## (i) 取締役

当社は取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、単年度の全社業績に対する業績連動型報酬制度であり、個々の取締役の担当職務の成果も考慮して増減調整するものであります。

また、その決定方法は、取締役の経営判断の結果である企業収益に依存するものであり、これにより取締役に適切な経営判断への誘引を与え、同時に報酬減少のリスクを負担させることにより特定株主の利益ではなく、業績という全株主利益の実現を通じた株主価値向上への動機付けを実現しております。

当社の取締役報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年10月31日であり、決議内容は年額1億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない。）としております。

当社の取締役報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に関しては、取締役会で定められた制度を基礎に算定しており、その算定方法は経常利益の増加額等に対し一定の割合で取締役報酬として配分するものであり、その割合と配分の基礎となる取締役の評価については取締役会の決議により一任された代表取締役が決定しております。

これに加えて、株主総会で決議された上限額とは別枠で、2014年6月26日開催の株主総会で決議された総額5千万円以内で、株式報酬型ストック・オプションを取締役（社外取締役を除く）に発行しており、株価変動によるメリットやリスクを株主と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や士気を高めることを目的としております。

なお、社外取締役の報酬は、経営への監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとしております。

## (ii) 監査役

監査役の報酬に関しては、2006年10月31日に決議された、年額5千万円以内の範囲で監査役の協議により決定しております。

## ② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		業績連動報酬	固定報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	96,103	77,157	—	18,946	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	16,669	—	16,669	—	6

## ③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## (5) 【株式の保有状況】

## ① 投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

## ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

## ③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,471,840	9,232,731
売掛金	46,221	58,440
有価証券	800,000	2,602,474
前払費用	※1 1,535,424	※1 1,152,221
未収入金	79,317	358,833
未収還付法人税等	—	139,527
その他	103,830	100,895
流動資産合計	12,036,633	13,645,123
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	877,507	879,812
減価償却累計額	△93,758	△117,019
建物及び構築物（純額）	783,748	762,792
機械装置及び運搬具	1,247	1,247
減価償却累計額	△571	△909
機械装置及び運搬具（純額）	675	337
工具、器具及び備品	144,470	153,518
減価償却累計額	△103,775	△116,488
工具、器具及び備品（純額）	40,695	37,030
土地	591,022	591,944
有形固定資産合計	1,416,142	1,392,105
無形固定資産		
ソフトウェア	156,489	77,068
無形固定資産合計	156,489	77,068
投資その他の資産		
投資有価証券	2,403,690	855,250
その他の関係会社有価証券	※2 110,908	※2 116,220
長期前払費用	247	197
敷金及び保証金	196,196	207,490
繰延税金資産	106,916	151,287
投資その他の資産合計	2,817,959	1,330,445
固定資産合計	4,390,591	2,799,619
資産合計	16,427,224	16,444,743

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	7,196	7,889
未払法人税等	465,773	2,693
前受金	※3 2,647,568	※3 3,059,366
保証履行引当金	176,264	216,981
賞与引当金	60,000	124,148
預り金	1,915,019	24,541
その他	79,137	95,682
流動負債合計	5,350,960	3,531,305
固定負債		
長期未払金	115,282	115,282
固定負債合計	115,282	115,282
負債合計	5,466,242	3,646,588
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,643,135	1,643,135
資本剰余金	1,053,135	1,053,135
利益剰余金	7,114,487	8,863,119
自己株式	△677	△774
株主資本合計	9,810,081	11,558,616
新株予約権	117,379	135,065
非支配株主持分	1,033,521	1,104,472
純資産合計	10,960,981	12,798,155
負債純資産合計	16,427,224	16,444,743

## ② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	5,573,474	5,956,734
売上原価	1,098,560	1,208,325
売上総利益	4,474,913	4,748,408
販売費及び一般管理費	※1 1,962,666	※1 2,029,605
営業利益	2,512,246	2,718,802
営業外収益		
受取利息	23,183	25,413
持分法による投資利益	15,409	5,312
その他	1,423	2,021
営業外収益合計	40,016	32,747
営業外費用		
雑損失	—	546
営業外費用合計	—	546
経常利益	2,552,263	2,751,004
特別損失		
固定資産除却損	※2 —	※2 109,970
投資有価証券売却損	—	23,547
特別損失合計	—	133,517
税金等調整前当期純利益	2,552,263	2,617,487
法人税、住民税及び事業税	803,477	228,325
法人税等調整額	△13,914	△44,371
法人税等合計	789,562	183,954
当期純利益	1,762,701	2,433,533
非支配株主に帰属する当期純利益	110,886	132,334
親会社株主に帰属する当期純利益	1,651,814	2,301,198

## 【連結包括利益計算書】

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	1,762,701	2,433,533
包括利益	1,762,701	2,433,533
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,651,814	2,301,198
非支配株主に係る包括利益	110,886	132,334

## ③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,528,064	938,064	5,936,783	△71,732	8,331,180
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	115,070	115,070			230,141
剰余金の配当			△474,110		△474,110
親会社株主に帰属する当期純利益			1,651,814		1,651,814
自己株式の取得				△82	△82
自己株式の処分				71,138	71,138
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	115,070	115,070	1,177,704	71,055	1,478,901
当期末残高	1,643,135	1,053,135	7,114,487	△677	9,810,081

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	85,577	1,023,574	9,440,332
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	△3,167		226,974
剰余金の配当			△474,110
親会社株主に帰属する当期純利益			1,651,814
自己株式の取得			△82
自己株式の処分			71,138
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34,968	9,947	44,916
当期変動額合計	31,801	9,947	1,520,649
当期末残高	117,379	1,033,521	10,960,981

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,643,135	1,053,135	7,114,487	△677	9,810,081
当期変動額					
剰余金の配当			△552,566		△552,566
親会社株主に帰属する当期純利益			2,301,198		2,301,198
自己株式の取得				△97	△97
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,748,632	△97	1,748,535
当期末残高	1,643,135	1,053,135	8,863,119	△774	11,558,616

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	117,379	1,033,521	10,960,981
当期変動額			
剰余金の配当			△552,566
親会社株主に帰属する当期純利益			2,301,198
自己株式の取得			△97
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,686	70,951	88,637
当期変動額合計	17,686	70,951	1,837,173
当期末残高	135,065	1,104,472	12,798,155

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,552,263	2,617,487
減価償却費	69,489	78,273
保証履行引当金の増減額 (△は減少)	23,393	40,717
賞与引当金の増減額 (△は減少)	28,000	64,148
受取利息	△23,183	△25,413
持分法による投資損益 (△は益)	△15,409	△5,312
株式報酬費用	33,918	18,946
固定資産除却損	—	109,970
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	23,547
売上債権の増減額 (△は増加)	△9,676	△12,218
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,693	692
前払費用の増減額 (△は増加)	△7,787	383,202
未収入金の増減額 (△は増加)	3,505	5,507
前受金の増減額 (△は減少)	97,594	411,798
預り金の増減額 (△は減少)	△48,203	△1,890,478
その他	△66,277	15,663
小計	2,641,321	1,836,533
利息の受取額	24,302	26,466
法人税等の支払額	△784,092	△826,682
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,881,530	1,036,317
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額 (△は増加)	△1,000,000	△1,000,000
有形固定資産の取得による支出	△427,495	△13,131
無形固定資産の取得による支出	△64,418	△70,719
投資有価証券の償還による収入	500,000	800,000
投資有価証券の取得による支出	△1,200,000	△1,364,743
敷金の差入による支出	△3,869	△13,326
敷金の回収による収入	897	220
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,194,885	△1,661,700
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
ストックオプションの行使による収入	226,974	—
自己株式の取得による支出	△82	△97
自己株式の売却による収入	679,230	—
新株予約権の発行による収入	1,440	—
配当金の支払額	△474,498	△552,245
非支配株主への配当金の支払額	△100,939	△81,383
非支配株主への払戻による支出	—	△100,000
非支配株主からの払込みによる収入	—	120,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	332,123	△613,726
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	18,768	△1,239,109
現金及び現金同等物の期首残高	6,041,215	6,059,984
現金及び現金同等物の期末残高	※ 6,059,984	※ 4,820,874

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 10社

連結子会社名

イー・ギャランティ・ソリューション株式会社  
アールジー保証株式会社  
イー・ギャランティ・シェアードサービス株式会社  
イー・ギャランティ・インベストメント株式会社  
クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合  
クレジット・インベストメント1号匿名組合  
クレジット・ギャランティ1号匿名組合  
クレジット・ギャランティ2号匿名組合  
クレジット・ギャランティ4号匿名組合  
クレジット・ギャランティ5号匿名組合

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲の変更

当連結会計年度からイー・ギャランティ・インベストメント株式会社、クレジット・ギャランティ4号匿名組合及びクレジット・ギャランティ5号匿名組合を連結の範囲に含めております。これは、当連結会計年度において新たに設立したことによるものであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 関連会社の数 1社

関連会社名

クレジット・ギャランティ3号匿名組合

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法適用の範囲の変更

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合、クレジット・インベストメント1号匿名組合、クレジット・ギャランティ5号匿名組合、イー・ギャランティ・ソリューション株式会社、アールジー保証株式会社、イー・ギャランティ・シェアードサービス株式会社及びイー・ギャランティ・インベストメント株式会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

連結子会社クレジット・ギャランティ1号匿名組合、クレジット・ギャランティ2号匿名組合及びクレジット・ギャランティ4号匿名組合の決算日は、それぞれ9月末日、2月末日及び1月末日であります。連結財務諸表を作成するに当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

## 4 会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

## ①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

## ②その他の関係会社有価証券

匿名組合出資金

匿名組合が獲得した純損益の持分相当額について、営業外収益又は費用に計上するとともに、同額を匿名組合出資金に加減しております。

## ③デリバティブ

クレジット・デフォルト・スワップ

時価のないもの

債務保証に準じた処理をしております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## ① 有形固定資産

定額法又は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～47年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	3～17年

## ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

## ① 保証履行引当金

保証債務の保証履行に備えるため、金融機関等による保険及び保証によって補填されていない保証債務について保証履行見込額を計上しております。

## ② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## (5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## (未適用の会計基準等)

## (収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

## (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

## (時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

## (1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

## (2) 適用予定日

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## (会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

## (1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) が2003年に公表した国際会計基準 (IAS) 第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」) 第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準 (以下「本会計基準」) が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則 (開示目的) を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

## (2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「預り金の増減額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△114,481千円は、「預り金の増減額」△48,203千円、「その他」△66,277千円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の大幅な制限や、それに伴う倒産数の増加により不透明な事業環境に晒されておりますが、保証履行引当金の算定にあたり、1年程度は倒産数が増加すると仮定を置いた上で、合理的な見積りを実施しております。

## (連結貸借対照表関係)

## ※1 前払費用

主として当社がリスク移転先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(支払手数料)に係る前払相当額であります。

## ※2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
その他の関係会社有価証券	110,908千円	116,220千円

## ※3 前受金

当社が保証契約先から受取る保証料に係る前受相当額であります。

## 4 偶発債務

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
売掛債権保証サービスに係る保証債務	388,258,300千円	売掛債権保証サービスに係る保証債務 438,720,295千円
買取債権保証サービスに係る保証債務	521,287千円	買取債権保証サービスに係る保証債務 465,426千円

当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受けを行っており、上記売掛債権保証サービスに係る保証債務は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。買取債権保証サービスに係る保証債務は当社が実際に引受けしている保証債務の残高を記載しております。

なお、これらに係る保証債務のうち、売掛債権保証サービスに係る保証債務329,650,077千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。

当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受けを行っており、上記売掛債権保証サービスに係る保証債務は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。買取債権保証サービスに係る保証債務は当社が実際に引受けしている保証債務の残高を記載しております。

なお、これらに係る保証債務のうち、売掛債権保証サービスに係る保証債務379,238,970千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。

## (連結損益計算書関係)

## ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与及び手当	716,346千円	686,077千円
地代家賃	206,551	226,014
賞与引当金繰入額	60,000	124,148

## ※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
工具、器具及び備品	— 千円	718千円
ソフトウェア	—	109,251
計	—	109,970

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株) (注)2	21,072,200	21,434,200	—	42,506,400
合計	21,072,200	21,434,200	—	42,506,400
自己株式				
普通株式(株) (注)3, 4, 5	315,618	315,688	630,000	1,306
合計	315,618	315,688	630,000	1,306

- (注) 1. 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の発行済株式数の株式数の増加21,434,200株は、株式分割による増加21,072,200株及びストック・オプションの行使による増加362,000株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加315,688株は、株式分割による増加315,618株及び単元未満株式の買取による増加70株であります。
4. 普通株式の自己株式数の減少630,000株は、信託口から従業員持株会への売却による減少であります。
5. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式のうち、連結貸借対照表上自己株式として表示している「ESOP信託」の導入により同信託口が所有する当社株式(当連結会計年度期首315,000株、当連結会計年度末一株)については、上記自己株式の普通株式数に含めております。

## 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約 権	—	—	—	—	—	117,379
合計		—	—	—	—	—	117,379

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	474,110	22.50	2018年3月31日	2018年6月28日

- (注) 1. 配当金の総額には、「ESOP信託」の信託口に対する配当金7,087千円を含んでおります。
2. 1株当たり配当額について、基準日が2018年3月31日であるため、2018年8月16日付の株式分割(1株につき2株の割合)は加味しておりません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日定 時株主総会	普通株式	利益剰余金	552,566	13.00	2019年3月31日	2019年6月27日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	42,506,400	—	—	42,506,400
合計	42,506,400	—	—	42,506,400
自己株式				
普通株式(株) (注)	1,306	79	—	1,385
合計	1,306	79	—	1,385

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加79株は、単元未満株式の買取によるものであります。

## 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約 権	—	—	—	—	—	135,065
合計		—	—	—	—	—	135,065

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	552,566	13.00	2019年3月31日	2019年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	595,070	14.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	9,471,840千円	9,232,731千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	△3,411,856	△4,411,856
現金及び現金同等物	6,059,984	4,820,874

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金及び長期にわたる投資に必要な資金についてすべて自己資金にて調達しております。また、資金運用については、短期運用は預金等、長期運用は国債及び格付けがA-格以上の社債等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、貸倒れの発生頻度は極めて低くなっております。

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスクの管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について経営管理部が取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付けがA-格以上の社債等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

## (5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。(注)2参照)

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,471,840	9,471,840	—
(2) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	3,203,690	3,223,729	20,038
資産計	12,675,530	12,695,569	20,038
(1) 預り金	1,915,019	1,915,019	—
負債計	1,915,019	1,915,019	—

上記のほか、保証債務があります。保証債務については、期末時点で存在する契約上の保証料と、期末時点で存在する契約につき期末時点で同様の新規契約を実行すると仮定した場合に想定される保証料との差額を割り引いて算定した現在価値を時価としておりますが、当連結会計年度末においては契約上の保証料と、新規契約を実行した場合に想定される保証料が近似しているため、上記に記載しておりません。なお、当社が保証契約先から受取る保証料に係る前受金として期末時点で2,647,568千円計上されています。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,232,731	9,232,731	—
(2) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	3,402,474	3,343,892	△58,582
資産計	12,635,205	12,576,623	△58,582

上記のほか、保証債務があります。保証債務については、期末時点で存在する契約上の保証料と、期末時点で存在する契約につき期末時点で同様の新規契約を実行すると仮定した場合に想定される保証料との差額を割り引いて算定した現在価値を時価としておりますが、当連結会計年度末においては契約上の保証料と、新規契約を実行した場合に想定される保証料とほぼ近似しているため、上記に記載しておりません。なお、当社が保証契約先から受取る保証料に係る前受金として期末時点で3,059,366千円計上されています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及び投資有価証券に関する事項

## 資 産

## (1) 現金及び預金

預金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

## 負 債

## (1) 預り金

預り金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式 ※	—	55,250

※ 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	9,471,840	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	800,000	2,400,000	—	—
合計	10,271,840	2,400,000	—	—

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	9,232,731	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	2,600,000	800,000	—	—
合計	11,832,731	800,000	—	—

(有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	社債	3,203,690	3,223,729	20,038
	小計	3,203,690	3,223,729	20,038
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		3,203,690	3,223,729	20,038

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	社債	2,401,559	2,406,136	4,576
	小計	2,401,559	2,406,136	4,576
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	社債	1,000,914	937,756	△63,158
	小計	1,000,914	937,756	△63,158
合計		3,402,474	3,343,892	△58,582

## 2. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

種類	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
	売却原価 (千円)	売却額 (千円)	売却損益 (千円)	売却原価 (千円)	売却額 (千円)	売却損益 (千円)
社債	—	—	—	308,570	285,023	△23,547

売却の理由

債券の発行者の信用状態に著しい悪化が認められると判断したためであります。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2019年3月31日)

当社グループはクレジット・デフォルト・スワップ取引を行なっていますが、債務保証に準じた処理を行っているため、デリバティブ取引に関する注記として記載しておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

当社グループはクレジット・デフォルト・スワップ取引を行なっていますが、債務保証に準じた処理を行っているため、デリバティブ取引に関する注記として記載しておりません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
確定拠出年金への掛金拠出額	12,697千円	10,348千円

## (ストック・オプション等関係)

## 1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費	33,918	18,946

## 2. 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	1,440	—

## 3. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業外収益(その他)	390	1,260

## 4. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第9回ストック・ オプション	第10回ストック・ オプション	第11回ストック・ オプション	第12回ストック・ オプション
決議年月日	2014年6月26日	2015年6月25日	2017年3月14日	2017年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名	当社取締役 4名	当社取締役 4名 当社従業員 3名	当社取締役 4名 当社従業員 86名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 32,000株	普通株式 52,000株	普通株式1,200,000株	普通株式2,000,000株
付与日	2014年7月11日	2015年7月10日	2017年3月30日	2017年3月30日
権利確定条件	(注)3	(注)3	—	(注)2
対象勤務期間	—	—	—	—
権利行使期間	2014年7月12日～ 2044年7月11日	2015年7月11日～ 2045年7月10日	2017年5月15日～ 2025年5月14日	2019年5月15日～ 2027年5月14日

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション	第16回ストック・オプション
決議年月日	2017年6月26日	2018年4月27日	2018年6月27日	2019年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名	当社取締役 4名	当社取締役 4名 当社幹部社員 5名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 52,000株	普通株式 26,000株	普通株式2,880,000株	普通株式 27,000株
付与日	2017年7月11日	2018年5月15日	2018年7月17日	2019年9月20日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3	—	(注) 3
対象勤務期間	—	—	—	—
権利行使期間	2017年7月12日～ 2047年7月11日	2018年5月16日～ 2048年5月15日	2019年1月17日～ 2026年7月16日	2019年9月21日～ 2049年9月20日

(注) 1. スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。なお、2018年3月16日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年8月16日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要す。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

3. 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとし、行使する場合は、保有するすべての新株予約権を一括して行使するものとする。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション
決議年月日	2014年6月26日	2015年6月25日	2017年3月14日	2017年3月14日
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	—	—	—	1,954,000
付与(株)	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	84,000
権利確定(株)	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—	1,870,000
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	32,000	52,000	1,200,000	—
権利確定(株)	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—
未行使残(株)	32,000	52,000	1,200,000	—

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション	第16回ストック・オプション
決議年月日	2017年6月26日	2018年4月27日	2018年6月27日	2019年8月30日
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	—	—	—	—
付与(株)	—	—	—	27,000
失効(株)	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	27,000
未確定残(株)	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	52,000	26,000	2,880,000	—
権利確定(株)	—	—	—	27,000
権利行使(株)	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—
未行使残(株)	52,000	26,000	2,880,000	27,000

(注) 当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、2018年3月16日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年8月16日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

## ② 単価情報

	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション
決議年月日	2014年6月26日	2015年6月25日	2017年3月14日	2017年3月14日
権利行使価格(円)	1	1	637	637
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	423	503	2.5	15

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション	第16回ストック・オプション
決議年月日	2017年6月26日	2018年4月27日	2018年6月27日	2019年8月30日
権利行使価格(円)	1	1	1,042	1
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	514	1,007	0.5	1,164

(注) 2018年3月16日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年8月16日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

## 5. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(第16回ストック・オプション)

## (1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

## (2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

## ① 株価変動率 55.28%

2007年3月8日～2019年9月20日（150ヶ月と12日間）の株価変動率から算定しております。

## ② 予想残存期間 15年

## ③ 予想配当 13.0円/株

2019年3月期の配当実績によっております。

④ 無リスク利子率  $\Delta 0.005\%$ 

評価基準日における償還年月日2034年9月20日の超長期国債150の国債のレートを採用いたしました。

## 6. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	8,837千円	2,057千円
賞与引当金	18,372	38,014
保証履行損失	10,408	19,621
保証履行引当金	53,972	66,439
長期未払金	35,299	35,299
匿名組合出資金	1,884	2,468
その他	26,615	55,933
繰延税金資産小計	155,390	219,834
評価性引当額	$\Delta 35,299$	$\Delta 35,299$
繰延税金資産合計	120,090	184,535
繰延税金負債		
立替金等	$\Delta 2,037$	—
匿名組合分配金	$\Delta 11,137$	$\Delta 33,247$
繰延税金負債合計	$\Delta 13,174$	$\Delta 33,247$
繰延税金資産純額	106,916	151,287

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	—	30.62%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	—	0.53%
住民税均等割	—	0.31%
匿名組合分配額の非支配株主帰属分	—	△1.61%
E S O P 信託分配金税務上損金算入	—	△23.17%
その他	—	0.35%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	7.03%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは報告セグメントが信用保証事業のみであるため、記載は省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

## 関連当事者との取引

## 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	伊藤忠商事(株)	東京都港区	253,448	総合商社	(被所有)直接24.0	売上債権の保証等 役員の兼任	保証売上(保証残高) (注)2	41,320 (3,698,000)	前受金	30,529

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	伊藤忠商事(株)	東京都港区	253,448	総合商社	(被所有)直接24.0	売上債権の保証等 役員の兼任	保証売上(保証残高) (注)2	44,988 (3,196,000)	前受金	33,330

(イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	クレジット・ギャランティ3号匿名組合	東京都千代田区	196	信用保証事業	直接49.0	売上債権の被保証等	支払保証料(被保証残高) (注)3	56,929 (23,887,275)	買掛金	5,409

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	クレジット・ギャランティ3号匿名組合	東京都千代田区	196	信用保証事業	直接49.0	売上債権の被保証等	支払保証料(被保証残高) (注)3	54,252 (19,072,160)	買掛金	4,724

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	シーアイマテ ックス㈱	東京都 港区	250	化学製品卸	—	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	28,519 (3,751,000)	売掛金	4,739
その他の 関係会社 の子会社	エネクスフリ ート㈱	大阪府大 阪市淀川 区	100	ガソリンス タンド	—	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	43,591 (3,107,500)	前受金	15,277
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠エネク ス㈱	東京都 千代田区	19,878	石油卸	—	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	33,178 (2,269,400)	前受金	14,350
その他の 関係会社 の子会社	コンバースフ ットウェア㈱	東京都 港区	350	靴卸	—	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	11,406 (2,128,000)	前受金	2,390
その他の 関係会社 の子会社	タキロンシー アイ㈱	大阪府大 阪市北区	15,189	プラスチッ ク板製造	—	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	6,213 (1,893,500)	前受金	5,401
その他の 関係会社 の子会社	その他7社	—	—	—	—	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	40,277 (4,573,500)	前受金	26,344

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	エネクスフリ ート㈱	大阪府大 阪市淀川 区	100	ガソリンス タンド	—	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	60,424 (5,175,000)	前受金	20,000
その他の 関係会社 の子会社	シーアイマテ ックス㈱	東京都 港区	250	化学製品卸	—	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	32,175 (4,492,500)	売掛金	5,162
その他の 関係会社 の子会社	コンバースフ ットウェア㈱	東京都 港区	350	靴卸	—	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	13,954 (2,520,000)	前受金	2,388
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠エネク ス㈱	東京都 千代田区	19,878	石油卸	—	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	31,962 (1,902,900)	前受金	12,435
その他の 関係会社 の子会社	タキロンシー アイ㈱	大阪府大 阪市北区	15,189	プラスチッ ク板製造	—	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	5,870 (1,605,500)	前受金	4,381
その他の 関係会社 の子会社	その他9社	—	—	—	—	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	37,289 (5,050,500)	前受金	25,774

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等  
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	江藤公則	—	—	—	(被所有) 直接3.6	当社代表取 締役社長	ストックオ プシヨンの 権利行使 (注)4	219,199 (349千株)	—	—

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

- (注) 1. 上記(ア)～(エ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。
3. 当社が受けている保証サービスによるものであります。また被保証残高については、当社が受けている保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。
4. 取締役会(2013年12月27日)の決議に基づき付与されたストックオプションの権利行使を記載しております。なお「取引金額」欄はストックオプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	230円80銭	271円94銭
1株当たり当期純利益	39円11銭	54円14銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	37円65銭	51円27銭

- (注) 1. 「ESOP信託」の導入により日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません(前連結会計年度305,269株、当連結会計年度 一株)。
2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,651,814	2,301,198
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	1,651,814	2,301,198
普通株式の期中平均株式数(株)	42,236,748	42,505,035
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	1,640,897	2,382,202
(うち新株予約権)(株)	(1,640,897)	(2,382,202)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	10,960,981	12,798,155
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,150,900	1,239,538
（うち新株予約権(千円)）	(117,379)	(135,065)
（うち非支配株主持分(千円)）	(1,033,521)	(1,104,472)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	9,810,081	11,558,616
普通株式の発行済株式数(株)	42,506,400	42,506,400
普通株式の自己株式数(株)	1,306	1,385
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の 数(株)	42,505,094	42,505,015

## ⑤ 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,435,167	2,907,110	4,413,909	5,956,734
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (千円)	592,553	1,272,393	1,968,736	2,617,487
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益 (千円)	544,390	1,167,030	1,772,270	2,301,198
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	12.81	27.46	41.70	54.14

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益 (円)	12.81	14.65	14.24	12.44

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,970,193	6,281,792
売掛金	45,831	60,340
有価証券	800,000	2,602,474
前払費用	※2 1,533,900	※2 1,150,718
未収入金	※1 110,043	※1 382,340
未収還付法人税等	—	138,935
その他	※1 914,860	※1 901,504
流動資産合計	10,374,829	11,518,105
固定資産		
有形固定資産		
建物	314,765	304,312
車両運搬具	675	337
工具、器具及び備品	40,098	36,677
土地	158,251	158,251
有形固定資産合計	513,791	499,579
無形固定資産		
ソフトウェア	172,577	114,393
無形固定資産合計	172,577	114,393
投資その他の資産		
投資有価証券	2,403,690	800,000
関係会社株式	100,100	250,100
その他の関係会社有価証券	1,657,122	1,954,716
長期前払費用	247	197
敷金及び保証金	196,196	207,490
繰延税金資産	103,860	159,190
投資その他の資産合計	4,461,217	3,371,693
固定資産合計	5,147,586	3,985,666
資産合計	15,522,416	15,503,772

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	※1 46,388	※1 91,361
未払金	※1 160,388	※1 164,953
未払費用	34,538	40,714
未払法人税等	464,356	—
前受金	※3 2,643,549	※3 3,053,261
保証履行引当金	52,041	91,473
賞与引当金	60,000	124,148
預り金	※1 2,004,950	※1 114,541
その他	※1 1,451	※1 1,912
流動負債合計	5,467,664	3,682,367
固定負債		
長期未払金	115,282	115,282
固定負債合計	115,282	115,282
負債合計	5,582,947	3,797,649
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,643,135	1,643,135
資本剰余金		
資本準備金	1,053,135	1,053,135
資本剰余金合計	1,053,135	1,053,135
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,126,495	8,875,559
利益剰余金合計	7,126,495	8,875,559
自己株式	△677	△774
株主資本合計	9,822,089	11,571,056
新株予約権	117,379	135,065
純資産合計	9,939,468	11,706,122
負債純資産合計	15,522,416	15,503,772

## ② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	※1 5,917,290	※1 6,100,448
売上原価		
支払保証料	※1 1,407,342	※1 1,287,946
支払手数料	※1 356,456	※1 383,584
保証履行引当金繰入額	7,097	74,169
売上原価合計	1,770,895	1,745,700
売上総利益	4,146,394	4,354,747
販売費及び一般管理費	※1, ※2 1,932,848	※1, ※2 2,003,283
営業利益	2,213,545	2,351,464
営業外収益		
受取利息	※1 1,648	※1 1,834
有価証券利息	20,945	23,560
匿名組合投資利益	188,976	214,489
その他	※1 11,451	※1 13,862
営業外収益合計	223,021	253,746
営業外費用		
支払利息	90	90
営業外費用合計	90	90
経常利益	2,436,476	2,605,120
特別損失		
固定資産除却損	※3 —	※3 109,970
投資有価証券売却損	—	23,547
特別損失合計	—	133,517
税引前当期純利益	2,436,476	2,471,603
法人税、住民税及び事業税	800,582	225,303
法人税等調整額	△18,225	△55,330
法人税等合計	782,357	169,973
当期純利益	1,654,119	2,301,630

## ③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,528,064	938,064	938,064	5,946,486	5,946,486	△71,732	8,340,883	
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	115,070	115,070	115,070				230,141	
剰余金の配当				△474,110	△474,110		△474,110	
当期純利益				1,654,119	1,654,119		1,654,119	
自己株式の取得						△82	△82	
自己株式の処分						71,138	71,138	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	115,070	115,070	115,070	1,180,008	1,180,008	71,055	1,481,205	
当期末残高	1,643,135	1,053,135	1,053,135	7,126,495	7,126,495	△677	9,822,089	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	85,577	8,426,461
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	△3,167	226,974
剰余金の配当		△474,110
当期純利益		1,654,119
自己株式の取得		△82
自己株式の処分		71,138
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34,968	34,968
当期変動額合計	31,801	1,513,007
当期末残高	117,379	9,939,468

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,643,135	1,053,135	1,053,135	7,126,495	7,126,495	△677	9,822,089
当期変動額							
剰余金の配当				△552,566	△552,566		△552,566
当期純利益				2,301,630	2,301,630		2,301,630
自己株式の取得						△97	△97
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	1,749,063	1,749,063	△97	1,748,966
当期末残高	1,643,135	1,053,135	1,053,135	8,875,559	8,875,559	△774	11,571,056

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	117,379	9,939,468
当期変動額		
剰余金の配当		△552,566
当期純利益		2,301,630
自己株式の取得		△97
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	17,686	17,686
当期変動額合計	17,686	1,766,653
当期末残高	135,065	11,706,122

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

## (1) 有価証券

- ① 満期保有目的債券……………償却原価法(定額法)を採用しております。
- ② 関係会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ その他の関係会社有価証券
  - 匿名組合出資金……………匿名組合が獲得した純損益の持分相当額について、営業外収益又は費用に計上するとともに、同額を匿名組合出資金に加減しております。

## (2) デリバティブ

クレジット・デフォルト・スワップ

時価のないもの……………債務保証に準じた処理をしております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定額法又は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～47年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	3～17年

- (2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

## 3. 引当金の計上基準

- (1) 保証履行引当金……………保証債務の保証履行に備えるため、金融機関等による保険及び保証によって補填されていない保証債務について保証履行見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の大幅な制限や、それに伴う倒産数の増加により不透明な事業環境に晒されておりますが、保証履行引当金の算定にあたり、1年程度は倒産数が増加すると仮定を置いた上で、合理的な見積りを実施しております。

## (貸借対照表関係)

## ※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
未収入金	33,849千円	24,772千円
その他流動資産	907,113	893,865
買掛金	45,246	88,677
未払金	120,856	121,653
預り金	90,000	90,000
その他流動負債	26	28

## ※2 前払費用

主として当社がリスク移転先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(支払手数料)に係る前払相当額であります。

## ※3 前受金

当社が保証契約先から受取る保証料に係る前受相当額であります。

## 4 偶発債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)	
売掛債権保証サービスに係る保証債務	388,258,300千円	売掛債権保証サービスに係る保証債務 438,720,295千円	
買取債権保証サービスに係る保証債務	521,287千円	買取債権保証サービスに係る保証債務 465,426千円	
<p>当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受けを行っており、上記売掛債権保証サービスに係る保証債務は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。買取債権保証サービスに係る保証債務は当社が実際に引受けしている保証債務の残高を記載しております。</p> <p>なお、これらに係る保証債務のうち、売掛債権保証サービスに係る保証債務381,061,932千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。</p>		<p>当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受けを行っており、上記売掛債権保証サービスに係る保証債務は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。買取債権保証サービスに係る保証債務は当社が実際に引受けしている保証債務の残高を記載しております。</p> <p>なお、これらに係る保証債務のうち、売掛債権保証サービスに係る保証債務420,711,398千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。</p>	

## (損益計算書関係)

## ※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	451,707千円	253,397千円
売上原価	792,429	651,052
販売費及び一般管理費	20,625	47,959
営業取引以外の取引高	10,777	12,870

## ※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12%、当事業年度11%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88%、当事業年度89%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与手当	697,352千円	673,692千円
地代家賃	199,175	222,022
賞与引当金繰入額	60,000	124,148
減価償却費	61,420	66,107

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
工具、器具及び備品	— 千円	718千円
ソフトウェア	—	109,251
計	—	109,970

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は250,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額は100,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	8,837千円	2,057千円
賞与引当金	18,372	38,014
保証履行損失	10,408	19,621
保証履行引当金	15,935	28,009
長期末払金	35,299	35,299
匿名組合出資金	25,728	15,554
その他	26,615	55,933
繰延税金資産小計	141,196	194,489
評価性引当額	△35,299	△35,299
繰延税金資産合計	105,897	159,190
繰延税金負債		
立替金等	△2,037	—
繰延税金負債合計	△2,037	—
繰延税金資産純額	103,860	159,190

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	—	30.62%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	—	0.56%
住民税均等割	—	0.31%
E S O P 信託分配金税務上損金算入	—	△24.54%
その他	—	△0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	6.88%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## ④ 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	314,765	2,305	—	12,757	304,312	98,076
	車両運搬具	675	—	—	337	337	909
	工具、器具及び備品	40,098	9,904	718	12,607	36,677	115,422
	土地	158,251	—	—	—	158,251	—
	計	513,791	12,209	718	25,702	499,579	214,408
無形固定資産	ソフトウェア	172,577	98,734	116,514	40,404	114,393	91,075
	計	172,577	98,734	116,514	40,404	114,393	91,075

(注) 上記のうち、ソフトウェアの当期増加額は基幹システム更新及びその周辺ツール開発に伴うものであります。  
 基幹システム更新及びその周辺ツール開発による増加 98,734千円  
 上記のうち、ソフトウェアの当期減少額は主に基幹システム及びその周辺ツールの除却による減少であります。  
 基幹システム及びその周辺ツールの除却による減少 116,514千円

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
保証履行引当金	52,041	91,473	52,041	91,473
賞与引当金	60,000	124,148	60,000	124,148

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="http://www.eguarantee.co.jp/">http://www.eguarantee.co.jp/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第19期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第19期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第20期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日関東財務局長に提出

第20期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月13日関東財務局長に提出

第20期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月13日関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月29日

イー・ギャランティ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 代	勲 ㊟
--------------------	-------	-----	-----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 村	広 樹 ㊟
--------------------	-------	-----	-------

#### <財務諸表監査>

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

##### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・ギャランティ株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、イー・ギャランティ株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があ

る。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月29日

イー・ギャランティ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 代 勲 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 村 広 樹 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。